

第 1 章 主な改正点

工事監督におけるワンデーレスポンスの運用について

I 目的

ワンデーレスポンスは、これまでも監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

(1) 品質確保への取組強化の一環

工事現場において、発注段階又は施工計画打ち合わせ時では予見不可能であった問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に多くの時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースがあると指摘されている。そのため発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 工事の効率化

公共工事の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で県民に提供すること」と言える。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰にでも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適正な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

II 対象工事

原則として、全ての工事を対象として実施するものとする。

III 実施方法

- (1) 受注者からの質問、協議への回答は、その日の内（24時間以内）に行うことを基本とする。但し、土・日等の閉庁日を除く。
- (2) 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ回答期限を予告するなど、回答をその日のうちに行う。
- (3) 予告した回答期限を超過する検討期間が必要と判断された時点で、速やかに新たな回答期限を通知する。
- (4) 受注者からの的確な状況説明資料等により、早期に報告を受けることがワンデーレスポンスの前提となるため、受注者に対してもこの取り組みの意義と目的を周知するものとする。

IV その他

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの趣旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。



工事監督における ワンデーレスポンスを実施します

(－工事現場を待たせない迅速な対応－)

本県の公共事業を取り巻く環境は非常に厳しいなかで、事業の執行にあたっては、工事の品質を確保しながら、よりスピード感を持った対応がますます求められております。

このため、「現場を待たせない迅速な対応(以下、ワンデーレスポンスという)」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図ることが必要となっております。

つきましては、これまで監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するための取り組みとしてワンデーレスポンスを実施することとしましたのでお知らせします。なお、この取り組みをスムーズに実施するためには、受注者側の早めの相談が欠かせませんのでご協力ください。



対象工事

高知県発注の全ての建設工事



実施時期

平成21年4月1日以降の契約工事より実施する。



実施方法

- 工事現場からの協議・質問には、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答します。
- 「その日のうち」に回答ができない場合は、「回答期限」を「その日のうち」に回答します。
- 監督員が不在の場合は、組織（総括監督員など）にて対応します。

**工事現場の「手待ち」をなくし、
安全で効率的(時間的・経済的)な施工の実現を目指します。**



提出書類の簡素化等

工事提出資料の一部改正表			
	項目	内容	備考
品質管理	1	コンクリート品質管理図表	コンクリート使用工事 ・材令28日強度試験データが10個以上の場合はX-Rs-Rm管理図も作成する。(下限値を6→10個)

出来形管理	1	変更申請図	計画変更のある全工事	・金抜き設計書を作成(出来形寸法図の廃止) ・工事写真等の管理資料を添付すること
	2	施工経過図	場所打ちコンクリート(主たる構造物)及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略	・型枠脱型、養生日数等は品質管理資料等に整理する また、工事日誌との整合性を図る ※施工経過図を作成する構造物については、施工打ち合わせ時に協議を行うこと
	3	完成図	全工事(平面図、横断面図、展開図等)	・なお、特殊な工事については、施工計画書の打ち合わせ時に協議する ・数字を赤・黒対比記入 ・展開図については、主な工種のみとする
	4	出来形管理図表	図面等で表示可能なものは省略 なお、契約額1000万円未満は省略	・展開図に測定数値を記入し省略することができる。
	5	使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材・法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	・伝票類は提示することとし、提出は不要 ・出来形管理図等で使用数量の明確なものは省略することができる。
	1	写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真 使用材料写真 用材林等の伐採の写真	・公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視で容易に測定可能な箇所の出来形管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。 ・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 (形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる)、ただし保管状況については撮影する。 ・伐採前と後の全景写真・胸高直径の計測状況の代表写真。ただし、胸高直径の計測確認は全数で行うこと。
その他	1	材料使用承認願い	生コン・アスファルト・各種材料	・生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること。 ・各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる。 ※JIS製品は上記資料の提出は不要。

『施工計画書』の簡素化					
項目	内容	一工事	二工事	三工事	備考
施工計画書		請負金額5千万円以上の工事、急傾工事(維持工事は除く)	請負金額1千万円以上5千万円未満の工事	請負金額500万円以上1千万円未満の工事	
1	工事概要	工事番号、工事名、工事場所、工期、契約金額、工事内容	●	●	施工特性を記入
2	計画工程表	総合工程表	●	●	－
3	現場組織表	現場組織表	●	－	－
		施工体系図	●	●	●
		施工体制台帳	●	●	●
4	主要機械・船舶	機械名、規格、台数、使用工種	●	－	－
5	主要材料	品名、規格、数量、製造者、JIS規格等	●	▲	▲
6	施工方法(仮設備計画を含む)	施工方法及び施工の順序等	●	▲	－
		品質管理計画表	●	●	－
		出来形管理計画表	●	●	－
7	施工管理	写真管理計画表	●	－	－
		段階確認計画表	●	●	－
8	緊急時の体制	緊急時の連絡系統図	●	●	●
9	交通管理	交通安全管理、工事標識	●	●	▲
10	安全管理	安全管理組織・安全訓練等	●	●	●
11	現場作業環境の整備	現場事務所、仮設物の設置計画等	●	－	－
12	環境及び地元対策	事前調査、公害防止対策等	●	●	－
13	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書(実施書)	●	●	●
14	その他	作業時間、計画の届出、工事カルテ、社内検査等	●	●	▲

※注意:表中の7の”－”は施工計画書に記載する項目を省略できることを示しており、現場での管理と管理資料等は必要です。

○現場組織表・・・社内検査員の資格添付→提示(社内検査員を置く場合)、資格免許証の写しを添付→不要
○施工方法・・・使用機械 使用機械一覧表を削除(主要機械に記載)
※三工事より少額工事で提出が必要な項目がある場合は、提出方法の統一を図るため施工計画書の表紙を使用して提出すること

工事提出資料の一部改正表(平成22年度改正)

項目			内容		備考
写真管理	1	各工種	使用機械	指定ラベルの貼付+現場駐在が判断できるもの	
	2	土工	盛土・埋戻	・40m毎3層に1回近撮と全景〔巻出し時〕 ・転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景〔締固め時〕	
	3	ブロック積工	胴込・裏込	・各変化点 ・3m未満、上下端 ・3m以上、上下端及び中間	

工事提出資料の一部改正表(平成23年度)

施工計画書	4	(3)作業主任・資格等一覧		・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。	
-------	---	---------------	--	--	--

工事提出資料の一部改正表(平成24年度)

管理基準等	5	鉄筋挿入工	管理基準の改訂	段階確認回数、出来形管理基準及び規格値の変更並びに写真管理基準変更	H23.10.5通知
検査	6	その他	舗装抜き取りコア数の変更	施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査(ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上)	R5.7.1改正出来形寸法検査基準
提出資料	7	建設副産物の適正処理	E表	コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。	
	8	使用量一覧表		現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工程により必要なものは、監督職員と協議する。	
	9	施工経過図		現場打ちコンクリート及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工程	
施工計画書	10	総合工程表		舗装工事など工程が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項(3)その他の工程表(様式5)で代用できる。	

工事提出資料の一部改正表(平成25年度)

管理基準等	11	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂(暫定)	段階確認、品質管理基準の変更	H25.4.22通知
-------	----	-------	---------------	----------------	------------

工事提出資料の一部改正表(平成26年度)

管理基準等	12	鉄筋挿入工	管理基準の一部改訂(暫定)	品質管理基準の変更	H26.4.23
施工計画書	13	表紙		・施工計画書から打合せに関するものを除き、表紙の様式も変更	7-4 7-65 7-66参照
工事打合せ	14	施工計画に関する工事打合せ		・工事打合せ簿を使用した提出とする。 ・打合せ記録を添付	7-2 7-3参照
写真管理	15	過積載防止		・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。	H27.3.16

⇒1部提出

⇒2部提出

工事提出資料の一部改正表(平成27年度改正)

写真管理	16	各工種	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27.8.21
------	----	-----	------	---	----------

工事提出資料の一部改正表(平成28年度改正)

写真管理	17	各工種	材料確認	JIS認定のコンクリート2次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「JISマーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28.6.1
	18	各工種	小黑板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29.3.31

工事提出資料の一部改正表(平成29年度改正)

			内容		備考
施工計画書	19	建設副産物の適正処理	再生資源利用(促進)計画及び実施書	建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)がH30.3.31をもって利用できなくなるため、受注者は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)による作成とする。	H30.3.13

工事提出資料の一部改正表(平成30年度改正)

			内容		備考
写真管理	20	各工種	材料確認	JIS認定製品以外のコンクリート2次製品のうち関係土木事務所(事務所)の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30.8.29

工事提出資料の一部改正表(令和2年度改正)

確認表	21	起工測量		起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1
写真管理	22	特殊車両		到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2.4.1
遠隔臨場	23	段階確認 材料確認 立会		「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R2.4.1

工事提出資料の一部改正表(令和3年度改正)

出来形管理	24	施工経過図		場所打ちコンクリート(主たる構造物)及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略	R3.4.1
写真管理	25	品質管理写真及び 出来形管理写真		・公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合の品質管理写真は省略する。 ・完成後明視でき容易に測定可能な箇所の出来形管理写真は省略する。 ・監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。	R3.4.1

工事提出資料の一部改正表(令和4年度改正)

写真管理	26	使用材料写真		・鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 (形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる)、ただし保管状況については撮影する。	R4.2.4
------	----	--------	--	---	--------

工事提出資料の一部改正表(令和4年度改正)

写真管理	27	用材林等の伐採の 写真		1)伐採前と後の全景写真 2)胸高直径の計測状況の代表写真 ただし、胸高直径の計測確認は、全数で行うこと。	R5.1.19
------	----	----------------	--	---	---------

工事関係書類の簡素化取りまとめ一覧

工事関係書類の作成を簡素化している項目をまとめたものです。
簡素化されている書類は検査時の提示及び電子納品への格納も不要です。
なお、下記書類の作成を簡素化することで工事成績評定への影響はありません。

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	品質管理写真及び出来形管理写真	監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所の出来形管理写真撮影は省略する。 ※ただし、出来形寸法管理は必要です。	R3. 4. 1以降契約適用 R3. 2. 26付け 2 高技管第333号 高知県建設工事技術管理要綱の一部改正
写真管理	用材林等の伐採の写真	・伐採前と後の全景写真 ・胸高直径の計測状況の代表写真 ただし、胸高直径の計測確認は全数で行うこと。	R5. 1. 19付け 4 高技管第462号 R5テキストP1-10参照
写真管理	産業廃棄物の運搬状況写真	産業廃棄物が処分前の寸法確認や処分場での計量（レシート等）などにより、処分の設計数量が確定できる場合は、各積載重量別車両毎に1工程以上の運搬写真撮影とする。 ※1工程の運搬写真とは：搬出時の荷姿及び処分場到着時の2枚とし、追跡写真は不要。 ※黒板には、運搬車のナンバー、出発時刻を記載。 ※各積載重量別車両毎とは：運搬車が「10t車10台」「4t5台」の使用であれば、「10t1台」「4t1台」以上の写真を撮影とする。	H30. 4. 24付け30高技管第42号 テキストP1-36参照
写真管理	ダンプトラックによる土砂の搬入及び搬出状況写真	各積載重量別1台（例えば10トン車で1台）、4トン車で1台、土砂積み込み時（積載高が分かる）及び土砂荷下ろし時の写真撮影とする。 ※追跡写真は不要。	
写真管理	特殊車両	到着時の時刻及び誘導車の配置状況のみとする。出発時や通行途中の写真は不要。	R2. 4. 1 テキストP1-5参照
写真管理	使用材料確認	鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。 （形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、ただし保管状況については撮影する。	R4. 2. 4 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	JIS認定製品以外のコンクリート2次製品のうち関係土木事務所（事務所）の技査による品質検査に合格した製品のうち製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」の判読できる写真撮影が可能な場合は、JIS製品と同様に形状寸法の撮影を不要とする。	H30. 8. 29 テキストP1-5参照
写真管理	材料確認	JIS認定のコンクリート2次製品について、「全景」及び製品に印字されている「製造会社」「規格・種別」「製造年月日」「JISマーク」の判読できる写真撮影が可能な場合は、形状寸法の撮影を不要とする。	H28. 6. 1 テキストP1-4参照
写真管理	小黒板電子情報化	受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。	H29. 3. 31付け28高技管第329号 テキストP1-4参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
写真管理	使用機械	あらかじめ撮影した「建設機械の全景」「排出ガス対策型建設機械指定ラベル」等の写真を各工事に使用できる。	H27. 8. 21 テキストP1-4参照
写真管理	過積載防止	・あらかじめ撮影したダンプトラックの車両ナンバー・荷台形状の写真を各工事で使用してよい。 ・監督職員並びに検査職員の求めに応じて、自動車検査証及び定期検査合格証を提示する。	H27. 3. 16 テキストP1-4参照
出来形管理	施工経過図	場所打ちコンクリート（主たる構造物）及びトンネル掘削等施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成 なお、契約額1000万円未満は省略 ※施工経過図を作成する構造物については、施工打ち合わせ時に協議を行うこと	R3. 4. 1（一部改正） テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	図面等で表示可能なものは出来形管理図表を省略。 なお、契約額1000万円未満は省略。 ※展開図に測定数値を記入し省略することができる。	テキストP1-3・P8-3参照
出来形管理	出来形管理図表	構造物等の出来形管理におけるヒストグラムの作成は不要。	
品質管理	コンクリートの品質管理	コンクリートの種別毎の総数量が50m ³ 未満の品質管理は1工種1回以上または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
提出書類	施工体制台帳 【下請関係書類】	下請関係書類は、施工体制台帳の鏡、施工体系図及び下請契約書の鏡の写しを施工計画書に綴じ込み工事監督職員に提出すること。なお、下請総額の範囲外については、下請契約書の鏡の写しの添付は必要ありません。 ※発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設業法に基づき作成する施工体制台帳には、発注者との契約書の写し、下請負人との契約書の写し、技術者の資格証の写し、技術者の雇用関係を証する写し等が必要です。	テキストP3-16参照
提出資料	材料使用承認願	生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること。 各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる。 ※JIS製品は上記資料の提出は不要。	テキストP1-3・P8-4参照
提出資料	完成写真の提出部数等	工事完成時に発注機関に提出する完成写真の提出部数を本庁契約は2部、その他は1部とする。 また、写真の紙質は写真用紙にする必要はありません。	R2. 11. 1以降適用 テキストP6-5、P8-32参照
提出資料	使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材及び法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	テキストP1-3、P1-4、P8-3参照

項目	細目	簡素化の内容	適用日・根拠
提出資料	建設副産物の適正処理 (E表)	コピーの提出は不要、監督職員の確認を受ける。ただし、検査時には提示すること。	テキストP1-4参照
提出資料	起工測量	起工測量の結果、設計図書と相違が無い場合は、確認表と野帳のコピーのみの提出とする。	R2.4.1 テキストP1-5参照
提出資料	工事日誌	請負代金額3000万円未満の工事又は工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略することができる。省略した場合は、指示簿等を用いて書面で指示する。	テキストP8-4参照
施工計画書	総合工程表	舗装工事など工種が少なく工事期間が短期間で終わる工事については、監督職員と協議のうえ、技術管理要綱第5条第1項(3)その他の工程表(様式5)で代用できる。	テキストP1-4参照
施工計画書	(3) 作業主任・資格等一覧	・現場に掲示し、必要とされる有資格者の記録を保管する。 ・施工計画書には、必要な免許種別を記載した様式のみを添付。	テキストP1-4参照
検査	舗装抜き取りコア数	10,000㎡につき1箇所以上 10,000㎡以下は2箇所以上	テキストP1-4参照
その他	遠隔臨場	「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業について遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)を適用して、受発注者の作業効率化を図る。	R2.3.31付け元高技管第338号 テキストP1-5・P1-28参照
単価契約工事	舗装単価契約	テキストP1-31参照	

5 高 技 管 第 406 号
令 和 6 年 3 月 13 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

土木部長

ウイークリー・スタンス実施要領の制定について（通知）

これまで、土木部が発注する委託業務においては、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、1 週間における受発注者間相互のルールや約束事を目標として定めた「ウイークリー・スタンス実施要領（案）」に基づき業務環境の改善に努めてきました。

今般、令和 6 年 4 月から建設現場においても時間外労働の上限規制が適用され、工事現場の環境改善についても喫緊の対応が必要となることから、国土交通省の取り組みと同様に、別添「ウイークリー・スタンス実施要領」を定めましたので、通知します。

なお、本通知に伴い「ウイークリー・スタンス実施要領（案）（平成 30 年 6 月 29 日付け 30 高技管第 87 号技術管理課長通知）」は、廃止します。

（問い合わせ先）

技術管理課 検査担当

TEL：088-823-9826

建築課 検査担当

TEL：088-823-9870

ウィークリー・スタンス実施要領

第1 目的

工事および設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ワンデーレスポンスを推進しているが、これに加えて、計画的な工事の施工および設計業務等の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事現場および業務の環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

第2 対象

高知県土木部が発注する次に掲げる工事又は業務を対象とする。

- 1 全ての工事（災害復旧工事・維持工事等緊急を要する場合は除く。）
- 2 全ての測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、土木関係その他業務、発注者支援業務等（災害対応等緊急を要する場合は除く）

第3 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するために、原則として、次の項目について受発注者相互で確認・調整のうえ、取り組み内容を設定する。

- 1 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- 2 ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない。
- 3 金曜日（休日前）に依頼しない。
- 4 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- 5 （業務時間外にかかるおそれのある）16時以降は、打合せ開始時間に設定しない。
- 6 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- 7 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。
- 8 その他、任意に設定する。

（8の例）：

- （1）打合せは10時～16時までの時間とする。
- （2）ノー残業デー（や金曜日）は定時の帰宅に心がける。
- （3）打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に務める。

第4 進め方

工事又は業務における進め方は、次のとおりとする。

1 工事

- （1）原則、施工計画の初回打合せ時に、発注者（工事監督員等）から受注者（監理（主任）技術者等）に本取り組みの目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認し設定する。取り組み期間については、当初打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までを原則とする。

なお、ノー残業デーは、受発注者それぞれで設定されている日を包括したものとする。

- (2) 受注者は、取り組み内容を施工計画書等に記載したうえ発注者に提出し、受発注者間で共有する。
- (3) 施工途中段階において、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。
- (4) 受注者は、必要に応じて、工期末までに実施結果（効果・改善点等）を整理のうえ提出し、受発注者間双方で確認する。

2 業務

- (1) 原則、業務計画の初回打合せ時に、発注者（調査員等）から受注者（管理技術者等）に本取り組みの目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認する。取り組み期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までを原則とする。

なお、ノー残業デーは、受発注者それぞれで設定されている日を包括したものとする。

- (2) 受注者は、取り組み内容を業務計画書に記載したうえ発注者に提出し、受発注者間で共有する。
- (3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。
- (4) 受注者は、必要に応じて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

第5 適用

本要領は、令和6年4月1日以降に積算する案件から適用する。

なお、令和6年4月1日以前に積算した案件においても、積極的に取り組むよう努める。

(参考資料)		打ち合わせ記録		No,1	
1 確認事項					
(1)	工事着手予定日 (年 月 日)	※緊急連絡先の確認		☐ 確認	☐ 未確認
(2)	請負代金内訳書	確認 =	☐ 提出	☐ 未提出	
(3)	工事カルテ (500万円以上10日以内)	提出確認	☐ 受注	☐ 変更	☐ 完成 ☐ 訂正
(4)	建退共掛金収納書届出書 (契約後30日以内)	確認	☐ 提出	☐ 未提出	
(5)	技術者等配置確認	☐ 現場代理人	☐ 主任技術者	☐ 監理技術者	
(6)	特記仕様書及び施工条件明示	☐ 確認	☐ 未確認		
(7)	中間検査の有無及び時期	☐ 有	☐ 無		
(中間検査が1回の場合は、30～35%で実施、中間検査が2回の場合は、1回目は25～30%、2回目は60～65%で実施、中間検査が3回の場合は、1回目は25～30%、2回目は50～55%、3回目は70～75%で実施することを基本とする。)					
	1回目	%	年 月 日	工程指定	
	2回目	%	年 月 日	工程指定	
	3回目	%	年 月 日	工程指定	
(8)	設計図書の照査	☐ 済 ☐ 未 (予定日 年 月 日)			
(9)	工事用地の確認	☐ 丈量図			
	用地買収 =	☐ 済 ☐ 未 (予定買収日 年 月 日)	☐ 位置確認		
	買収条件 =	☐ 無 ☐ 有 (確認事項)			
<u>(10) 官公庁等への手続き</u>					
☐ 労働基準監督署 ☐ 海上保安部 ☐ 道路管理者 ☐ 河川管理者 ☐ その他 ()					
(11)	総合評価方式	☐ 確認	(区分) ☐ 高度技術提案型	☐ 技術提案型	☐ 施工計画型 ☐ 企業評価型
(12)	ワンデーレスポンス	☐ 確認			
(13) ウィークリー・スタンスの実施					
①	月曜日 (休日明け) を依頼の期限日としない	☐ 実施			
②	ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない	☐ 実施			
③	金曜日 (休日前) に依頼はしない	☐ 実施			
④	打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する	☐ 実施			
	(設定時刻 時 ～ 時)				
⑤	(業務時間外にかかるおそれのある) 16時以降は、打合せ開始時間に設定しない	☐ 実施			
⑥	作業内容に見合った作業期間を確保する	☐ 実施			
⑦	作業時間外に応答が必要な連絡を行わない	☐ 実施			
⑧	その他、任意に設定する	☐ 実施			
(例: 打合せはWEB会議を活用するetc)					
(14) 情報交換等確認方法					
	・段階確認実施表	☐	電子メール	☐	紙ベース ☐ 情報共有
	・工事日誌	☐	電子メール	☐	紙ベース ☐ 情報共有
	・工事に関する確認票	☐	電子メール	☐	紙ベース ☐ 情報共有
	・休日・夜間作業届	☐	電子メール	☐	紙ベース ☐ 情報共有
	・電子納品に関する各種チェックシート	☐	電子メール	☐	紙ベース ☐ 情報共有
(15)	その他	☐ 週休2日制	☐ ICT施工	☐ ICT施工 (簡易型)	☐ 遠隔臨場
	☐ 交通誘導員の長時間移動				
	・法定外の労災保険加入	☐ 済	☐ 未 (予定 年 月 日)		
	・関係する規制法令等	☐ 有	☐ 無 (法)		

ウィークリー・スタンス項目

令和 4 年 9 月 9 日

土木部各課長 様

土木部各出先機関長 様

技術管理課長

高知県建設工事成績評定要領における「創意工夫」の評価項目について（通知）

高知県建設工事成績評定要領第 3 条第 2 項により、一次評定者が「5 創意工夫」を評価する場合の評価項目について、「ICT 活用工事試行要領の改正及び制定について（令和 4 年 7 月 29 日付け 4 高技管第 186 号土木部長通知）」の実施に伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

なお、この通知に伴い、令和 4 年 3 月 10 日付け 3 高技管第 360 号は廃止します。

記

地域への貢献、安全対策や施工管理の工夫などについては、施工計画書に記載し写真などにより確認が出来るようにしておくこと。（確認票可）

1 評価項目

「創意工夫」で評価する項目は、以下の項目に限る。（「別紙－1」参照）

（1）遠隔臨場

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和 2 年 3 月 31 日付け元高技管第 338 号技術管理課長通知）に規定する遠隔臨場を実施した工事については、【施工】（14）項目で加点評価する。〔1 点〕

（2）ICT 活用工事

ICT 活用工事試行要領の改定及び制定について（令和 4 年 7 月 29 日付け 4 高技管第 186 号土木部長通知）に規定する、

・ ICT 土工の「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」、「その他の工種の ICT 活用工事」で実施した工事については、【施工】（15）項目で加点評価する。

〔2 点〕（ICT 法面工の場合は、技術管理課と点数について協議を行うこと。）

・ ICT 土工の「簡易型」、「ICT 土工 1000m3 未満」、「ICT 小規模土工」で実施した工事については、加点評価〔1 点〕とする。

（3）週休 2 日制モデル工事（4 週 8 休）「週休 2 日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）及び「週休 2 日制モデル工事」実施要領の一部改正について（令和 4 年 3 月 4 日付け 3 高土政第 1140 号土木部長通知）に規定する、週休 2 日（4 週 8 休）を達成した工事については、【その他】項目で加点評価する。〔1 点〕

2 適用日

令和 4 年 4 月 1 日以降の契約工事

3 問い合わせ先

技査（川上、廣末、植野） TEL 088-823-9825

工事成績採点の考査項目別運用表

(主任監督員/工事監督員)

考査項目	細別	工事事項	
5 創意工夫	I 創意工夫	【施工】 (1)施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 (2)コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 (3)土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 (4)部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 (5)設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 (6)給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 (7)照明などの視界の確保に関する工夫。 (8)仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 (9)運搬車両、施工機械等に関する工夫。 (10)支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 (11)盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 (12)施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 (13)出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ (14)施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。(「建設現場の遠隔臨場」の実施) ☐ (15-1)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。(「ICT活用工事」における「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型」、「内製化チャレンジⅡ型」の実施) ※本項目は2 点の加点とする。 ☐ (15-2)ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工。(「ICT活用工事」における「簡易型」の実施) ※本項目は1 点の加点とする。 (16)特殊な工法や材料を用いた工事。 (17)優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 (18)土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 (19)コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 (20)鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 (21)配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 (22)建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 (23)安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) (24)安全教育、技術向上講習会、安全バトロール等に関する工夫。 (25)現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 (26)有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 (27)一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 (28)厳しい作業環境の改善に関する工夫。 (29)環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ (30)その他:(「週休2日制モデル工事」4週8休達成) (31)その他:((32)その他:((33)その他:(	
	記述評価 (該当した評価内容を詳細記述)	評点： 0 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

＜令和4年4月1日以降の契約工事の取扱い＞ 評価項目は、以下の項目に限る。	
(14) 遠隔臨場	1 点
(15-1) 高知県ICT活用工事試行要領に定める ICT土工の「発注者指定型」、「施工者希望Ⅰ型」、「内製化チャレンジⅠ型、Ⅱ型」 及び「その他の工種のICT活用工事」で実施した工事	2 点
※ICT法面工の場合は、技術管理課と点数について、協議を行うこと。	
(15-2) 同ICT土工の「簡易型」、「ICT土工1000m3未満」、「ICT小規模土工」 で実施した工事	1 点
(30) その他 (「週休2日制モデル工事」において 4週8休を達成した工事)	1 点

最大	4 点

事 務 連 絡
令和6年2月6日

土木部各課長 様
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

災害復旧事業等のICT活用工事の経費を計上していない工事
の工事成績評定について（通知）

このことについて、ICT活用工事の経費を計上していない工事であって、ICT活用工事試行要領に定める全ての施工プロセスが実施された工事（ICT活用工事とみなせる工事）については、「高知県建設工事成績評定要領における「創意工夫」の評価項目について（通知）」（令和4年9月9日付け4高技管第278号）により評価することとしていますので留意してください。

なお、施工プロセスは、事前に「ICT活用工事計画書」により受発注者で協議を行い、ICT活用工事と同等の監督・検査を行うこととしています。

（問い合わせ先）

技術管理課

設計基準担当 TEL：088-823-9826

技査 TEL：088-823-9825

4 高技管第 462 号
令和 5 年 1 月 19 日

関係各課長 様
関係出先機関長 様

技術管理課長
(公印省略)

用材林等の伐採の写真管理等について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 内 容

用材林等の伐採の写真管理項目は、次のとおりとする。

- (1) 伐採前と後の全景写真
- (2) 胸高直径の計測状況の代表写真

ただし、胸高直径の計測確認は、全数で行うこと

2 施行日

本通知日以降

3 問い合わせ先

土木部技術管理課 技査

TEL : 088-823-9825

5 高技管第 424 号
令和 6 年 4 月 1 日

土木部各課長 様
土木部各出先機関長 様

土木部長

I C T活用工事実施要領の制定について（通知）

このことについて、下記のとおり実施要領を定めましたので、通知します。
また、これに伴い I C T活用工事試行要領等を廃止します。

記

1 制定する実施要領

- (1) I C T活用工事（土工）実施要領
- (2) I C T活用工事（土工 1000m³ 未満）実施要領
- (3) I C T活用工事（小規模土工）実施要領
- (4) I C T活用工事（作業土工（床掘））実施要領
- (5) I C T活用工事（付帯構造物設置工）実施要領
- (6) I C T活用工事（舗装工）実施要領
- (7) I C T活用工事（舗装工（修繕工））実施要領
- (8) I C T活用工事（法面工）実施要領
- (9) I C T活用工事（地盤改良工）実施要領
- (10) I C T活用工事（基礎工）実施要領
- (11) I C T活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領
- (12) I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領
- (13) I C T活用工事（擁壁工）実施要領
- (14) I C T活用工事（港湾工事系工種）実施要領

2 廃止する試行要領及び通知文書

- (1) I C T活用工事（I C T土工）試行要領
（令和 4 年 7 月 29 日付け 186 号土木部長通知）
- (2) I C T活用工事（I C T土工 1000m³ 未満）試行要領

- (令和4年7月29日付け186号土木部長通知)
- (3) ICT活用工事 (ICT小規模土工) 試行要領
(令和4年7月29日付け186号土木部長通知)
- (4) ICT活用工事 (ICT作業土工 (床掘)) 試行要領
(令和4年7月29日付け186号土木部長通知)
- (5) ICT活用工事 (ICT付帯構造物設置工) 試行要領
(令和4年7月29日付け186号土木部長通知)
- (6) ICT活用工事 (ICT舗装工) 試行要領
(令和3年9月29日付け206号土木部長通知)
- (7) ICT活用工事 (ICT舗装工 (修繕工)) 試行要領
(令和2年10月19日付け213号土木部長通知)
- (8) ICT活用工事 (ICT法面工) 試行要領
(令和4年8月1日付け178号土木部長通知)
- (9) ICT活用工事 (ICT地盤改良工) 試行要領
(令和2年10月19日付け213号土木部長通知)
- (10) ICT活用工事 (ICT構造物工) 試行要領
(令和4年6月29日付け104号土木部長通知)
- (11) ICT活用工事 (ICT擁壁工) 試行要領
(令和4年7月29日付け186号土木部長通知)
- (12) ICT活用工事 (ICT浚渫工) 試行要領
(令和2年10月19日付け213号土木部長通知)
- (13) ICT活用工事 (ICT基礎工) 試行要領
(令和2年10月19日付け213号土木部長通知)
- (14) ICT活用工事 (ICTブロック据付工) 試行要領
(令和2年10月19日付け213号土木部長通知)
- (15) ICT活用工事 (ICT海上地盤改良工) 試行要領
(令和3年11月18日付け250号土木部長通知)
- (16) ICT活用工事の発注方法について (通知)
(令和4年8月1日付け196号技術管理課長通知)

3 施行日

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

4 その他

本通知日より前に発出されている通知文書等において、「試行要領」と記載のある部分は、「実施要領」として読み替えること。

問い合わせ先

- ・要領及び積算に関すること

(土木系工事) 技術管理課 設計基準担当 TEL 088-823-9826 内線 9826

(港湾系工事) 港湾・海岸課 港湾建設担当 TEL 088-823-9884 内線 9884

- ・施工管理・監督・検査に関すること

技術管理課 技査担当 TEL 088-823-9825 内線 9825

- ・入札・契約に関すること

土木政策課 契約担当 TEL 088-823-9813 内線 9813

【高知県】ICT活用工事の工種一覧（令和6年4月1日） ※災害復旧事業については、防災砂防課と事前協議のうえ設計計上の可否を確認すること。

ICT活用工事の工種	発注方法		施工プロセス					対象工種	施行開始年月								
			① 3次元 起工測量	② 3次元設計 データ作成	③ICT建機 による施工	④ 3次元出来形 管理等の施工管理	⑤ 3次元 データの納品										
土工	発注者指定型 ※土工量10,000m3 以上目安		必須 (面計測が標準)	必須	必須	必須 (面管理が標準)	必須	※土工量1,000m3以上 1) 河川土工、海岸土工、砂防土工 ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工	平成29年 6月								
	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2	施工者希望Ⅰ型	必須 (面計測が標準)	必須	必須	必須 (面管理が標準)	必須										
		内製化チャレンジⅠ型	必須 (面計測が標準)	必須 (自社作成)	必須	必須 (面管理が標準)	必須										
		内製化チャレンジⅡ型	必須 (面計測が標準)	必須 (自社作成)	任意	任意 (面管理が標準)	必須										
		簡易型	任意 (面計測が標準)	必須	任意	必須 (面管理が標準)	必須										
土工 1000m3 未満	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2	任意	必須	任意	必須 (原則、 断面管理)	必須	1) 河川土工、海岸土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工（1,000m3 未満） 2) 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工（1,000m3 未満） 3) その他（1箇所あたりの施工規模が 1,000m3 未満 となる土工に付随する場合のみ） ・側溝工（暗渠工） ・暗渠工	令和 4 年 8 月									
小規模土工	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2	任意	必須	必須	－	必須	1) 河川土工、海岸土工 ・掘削工 2) 道路土工 ・掘削工 ※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。 ・1箇所当りの施工土量が 100m3 程度までの掘削、積み込み 及びそれらに伴う運搬作業 ・1箇所当りの施工土量が 100m3 程度まで、 又は平均施工幅 2 m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、 舗装版破砕横込（舗装厚 5 cm 以内）、運搬作業 また、適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする。 なお、「1箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことで あり、目的物が連続している場合は、連続している区間を 1箇所とする。	令和 4 年 7 月									
作業土工 (床掘)	施工者希望型 ※単独では適用できない (ICT土工又はICT土工1000m3未満 の関連工種)	必須	必須	必須	－	必須	ICT活用工事（土工）とする。	令和 4 年 8 月									
付帯構造物設置工	施工者希望型 ※単独では適用できない (ICT土工及びICT舗装工の関連工種)	必須	必須	－	必須	必須	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張） （連節ブロック張） （天端保護ブロック） 緑化ブロック工 石積（張）工 側溝（プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） 管渠工 暗渠工 縁石工（縁石・アスカーブ） 基礎工（護岸）（現場打基礎） 基礎工（護岸）（プレキャスト基礎） 海岸コンクリートブロック工 コンクリート被覆工 護岸付属物工	令和 4 年 8 月									
舗装工	発注者指定型	必須 (面計測が標準)	必須	必須	必須 (面管理が標準)	必須	※舗装面積 2,000m2 以上 <table><tr><th>工事区分</th><th>工 種</th><th>種 別</th></tr><tr><td>・舗装 ・水門</td><td>舗装工</td><td>・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工</td></tr><tr><td>・築堤・護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤</td><td>付帯道路工</td><td></td></tr></table>	工事区分	工 種	種 別	・舗装 ・水門	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工	・築堤・護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤	付帯道路工		平成30年 5月
	工事区分	工 種	種 別														
・舗装 ・水門	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工															
・築堤・護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤	付帯道路工																
施工者希望型	必須 (面計測が標準)	必須	必須	必須 (面管理が標準)	必須												
舗装工 (修繕工)	施工者希望型	必須	必須	任意	任意	必須	※舗装面積3,00m2以上 <table><tr><th>工事区分</th><th>工 種</th><th>種 別</th></tr><tr><td>・道路維持 ・道路修繕 橋梁保全工事</td><td>舗装工</td><td>切削オーバーレイ工 路面切削工</td></tr></table>	工事区分	工 種	種 別	・道路維持 ・道路修繕 橋梁保全工事	舗装工	切削オーバーレイ工 路面切削工	令和 2 年10月			
工事区分	工 種	種 別															
・道路維持 ・道路修繕 橋梁保全工事	舗装工	切削オーバーレイ工 路面切削工															
法面工	施工者希望型	必須	必須 (現地合わせによる 施工の場合、必須で はない。)	－	必須	必須	植生工：（種子散布）（張芝）（筋芝）（市松芝） （植生シート）（植生マット）（植生筋） （人工張芝）（植生穴） 植生工：（植生基材吹付）（客土吹付） 吹付工：（コンクリート吹付）（モルタル吹付） 吹付法棒工	令和 2 年10月									
地盤改良工	施工者希望型	必須	必須	必須	必須	必須	1) 河川土工、海岸土工 ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー攪拌工） 2) 道路土工 ・路床安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー攪拌工）	令和元年 7 月									
基礎工	施工者希望型	必須	必須	－	必須	必須	1) 矢板工 2) 既製杭工 3) 場所打杭工	令和 3 年10月									
構造物工 (橋梁上部)	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2	必須	必須	－	必須	必須	1) 鋼橋上部 2) コンクリート橋上部	令和 3 年10月									
構造物工 (橋脚・橋台)	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2	必須	必須	－	必須	必須	1) 橋台工：橋台躯体工 2) RC橋脚工：橋脚躯体工	令和 3 年10月									
擁壁工※ 1	施工者希望型 発注者指定型（試行）※2	必須	必須	－	必須	必須	1) 擁壁工	令和 4 年 8 月									

※1 海岸事業におけるICT擁壁工の実施について、令和6年3月26日付け5高港海第697号「海岸事業における堤防等築造工事に係る出来形管理基準の適用について（通知）」に基づく場合はICT擁壁工を準用できるものとする。

※2 発注者指定型（試行）については、令和6年5月22日付け6高技管第69号「ICT活用工事における発注者指定発注の試行について（通知）」によるものとする。これ以外の方法により発注する場合は、技術管理課と協議すること。

ICT活用工事の工種	発注方法	施工プロセス						対象工種	施行開始年月
		①3次元 起工測量	②3次元 数量計算	③ICTを 活用した施工	④3次元 出来形測量	⑤完成形状把握のた めの3次元測量	⑥3次元 データの納品		
浚渫工	施工者希望型	必須	必須	必須	必須	－	必須	ポンプ浚渫、グラブ浚渫、硬土盤浚渫、砕岩浚渫、バックホウ浚渫	平成30年 5月
基礎工	施工者希望型	必須	必須	必須	－	－	必須	基礎捨石、捨石本均し、捨石荒均し	令和2年10月
ブロック据付工	施工者希望型	－	－	必須	－	必須	必須	被覆ブロック据付、根固ブロック据付、消波ブロック据付	令和2年10月
海上地盤改良工 (床掘工・置換工)	施工者希望型	必須	必須	必須	必須	－	必須	ポンプ床掘、グラブ床掘、硬土盤床掘、砕岩床掘、バックホウ床掘	令和3年11月
本体工 (ケーソン据付工)	施工者希望型	－	－	必須	必須	－	必須	据付	令和6年 4月

I C T活用工事実施要領

技術管理課のホームページに I C T活用工事のページを作成しているので、最新の実施要領等については、以下のアドレスからご確認をお願いします。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018030600075/>

I C T活用工事 実施要領

【令和6年4月1日以降】

 [I C T活用工事実施要領の制定について（お知らせ）](#) [PDF : 53.9KB]

I C T活用工事の工種等	制定	実施要領 I C T活用工事計画書	Q & A
I C T土工	令和6年 4月1日	 I C T活用工事(I C T土工)実施要領 [PDF : 3.54MB]  I C T活用工事(I C T土工)計画書 [DOC : 35.5KB]	Q & A : 8件  I C T土工のQ&A集 [220909] [PDF : 1MB]
I C T土工1000m3未満	令和6年 4月1日	 I C T活用工事(土工1000m3未満)実施要領 [PDF : 1.22MB]  I C T活用工事(土工1000m3未満)計画書 [DOC : 36KB]	
I C T小規模土工	令和6年 4月1日	 I C T活用工事(小規模土工)実施要領 [PDF : 1.61MB]  I C T活用工事(小規模土工)計画書 [DOC : 28KB]	
I C T作業土工（床掘）	令和6年 4月1日	 I C T活用工事(作業土工(床掘))実施要領 [PDF : 931KB] ※ I C T土工および土工1000m3未満の関連工種	
~~~~~			
I C T擁壁工	令和6年 4月1日	 <a href="#">I C T活用工事(擁壁工)実施要領</a> [PDF : 289KB]  <a href="#">I C T活用工事(擁壁工)計画書</a> [DOC : 28.5KB]	
I C T港湾工事系工種	令和6年 4月1日	 <a href="#">I C T活用工事(港湾工事系工種)実施要領</a> [PDF : 237KB]  <a href="#">I C T活用工事(港湾工事系工種)計画書</a> [DOC : 104KB]	Q & A : 1件  <a href="#">I C Tブロック据付工のQ&amp;A集</a> [210623] [PDF : 95KB]

問い合わせ先

土木部技術管理課

TEL : 088-823-9826

### 3次元起工測量及び3次元設計データの作成に要する費用の計上方法について(お知らせ)

このことについて、3次元起工測量及び3次元設計データの作成に要する設計単価を定め、下記のとおり計上することとしましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1 適用範囲

##### (1) 3次元起工測量

I C T活用工事において、3次元起工測量の費用を計上する工種

※ 港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上する。

##### (2) 3次元設計データ作成

I C T活用工事において、3次元設計データ作成の費用を計上する工種

※ 港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上する。

#### 2 計上方法

##### (1) 3次元起工測量の費用

発注者指定型及び受注者希望型ともに設計変更で計上する。

ア 3次元起工測量の測量面積が、10,000m²未満の場合(別紙1参照)

測量面積に応じた下表の金額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に計上する。

測量面積	金額	測量面積	金額
1,000m ² 以下	460,000	6,000m ² 以下	680,000
2,000m ² 以下	505,000	7,000m ² 以下	725,000
3,000m ² 以下	550,000	8,000m ² 以下	765,000
4,000m ² 以下	590,000	9,000m ² 以下	815,000
5,000m ² 以下	640,000	10,000m ² 未満	855,000

イ 3次元起工測量の測量面積が、10,000m²以上の場合

諸経費を含んだ見積金額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に計上する。

##### (2) 3次元設計データ作成の費用

発注者指定型及び受注者希望型ともに設計変更で計上する。

ア I C T土工、I C T土工1000m³未満、I C T小規模土工の場合

(ア) I C T活用工事の対象土量の合計が、10,000m³未満の場合(別紙2参照)

以下の計算式により算出された金額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に計上する。

$$y = 221052x^{0.1106} \quad (y: \text{金額}^{*1}、x: \text{対象土量}^{*2})$$

※1 1,000円未満は切り捨てる

※ 2 受発注者協議により決定した、ICT活用工事の対象土量  
(法面整形を除く)の合計

(イ) ICT活用工事の対象土量の合計が、10,000m³以上の場合  
諸経費を含んだ見積額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)  
に計上する。

イ ICT土工、ICT土工1000m³未満、ICT小規模土工以外の場合  
諸経費を含んだ見積額を、全間接費の対象外として共通仮設費(技術管理費)に計  
上する。

※電子納品作成費、2次元図面照査、ソフト購入費は設計計上の対象外

3 適用日

本通知日以降にICT活用工事の協議が成立した工事から適用する。

4 その他

令和5年7月1日以降は、積算の手引き(高知県土木部)により計上する。

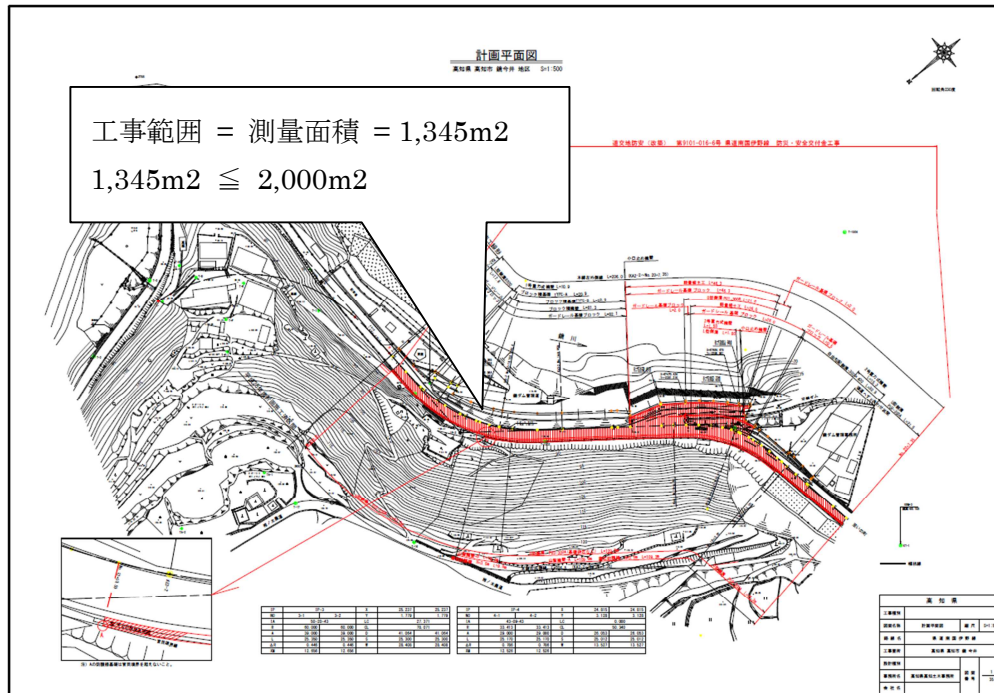
5 問い合わせ先

技術管理課 (TEL 088-823-9826)

### 3次元起工測量の対象範囲及び設計計上の方法について

## 1 測量面積の決定方法

工事範囲を測量面積とする。



## 3次元設計データの対象範囲及び設計計上の方法について

## 1 対象とする土量の決定方法

ICT活用工事計画書に記載された土量の合計とする。

(別紙)

**ICT活用工事(ICT土工) 計画書**  
( 発注者指定型・施工者希望Ⅰ型・内製化チャレンジⅠ型・内製化チャレンジⅡ型・簡易型 )

ICTを活用する 工種 数量	掘削工(片切掘削) V=1000m ³ 路床盛土 V=160m ³ 床掘 V=84m ³ 法面整形 A=650m ²
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施工プロセス		種別・項目	
■	① 3次元起工測量		

ICT作業土工(床掘)もICT土工等の関連工種としてICT活用工事の対象とする場合、床掘の土量も合計土量に含むことが可能。  
 ※床掘はICT建設機械による施工が必須

$V = 1,000 + 160 + 84 = 1,244\text{m}^3$   
 ※法面整形は、合計土量に含まない。

令和5年3月6日

I C T活用工事における3次元出来形管理、3次元データ納品及び外注経費等の計上方法の変更について（お知らせ）

このことについて、令和5年度の国土交通省土木工事積算基準書の改定に伴い当面、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

## 記

### 1 適用範囲

I C T活用工事で、3次元出来形管理、3次元データ納品及び外注経費等にかかる費用を計上する工事

※港湾工事系の工種は、各試行要領を基に計上すること。

### 2 計上方法

#### （1）これまで

共通仮設費率と現場管理費率に、I C T活用工事の各試行要領で定められた補正係数を乗じることで計上。

#### （2）今後の運用

これまでの計上方法により算出される金額と、受注者から徴収する見積りとを比較し、適切に費用を計上する。

### 3 適用

令和5年4月1日以降に、入札公告または指名通知を行う工事

### 4 問い合わせ先

技術管理課 （TEL 088-823-9826）

## ICT活用工事における発注者指定発注の試行について（お知らせ）

ICT活用工事の更なる普及促進のため、ICT活用工事実施要領の実施方法における発注方式について、下記のとおり試行することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象工事

設計金額が3,000万円以上の工事のうち、ICT活用工事実施要領の工種が土工、土工1,000m³未満、構造物工（橋梁上部）構造物工（橋脚・橋台）又は擁壁工に該当し、生産性の向上が見込まれるもの。

#### 2 発注者指定型による発注の選定

1の対象工事から発注者指定型として発注する工事を選定する。

#### 3 運用方法

2の発注者指定型により発注した工事は、発注者指定型（試行）として、工種毎のICT活用工事実施要領の施工者希望型に基づき実施することとする。なお、受注者の責によりICT活用工事（必須の施工プロセスの全て）が実施されない場合は、工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

#### 4 特記仕様書

特記仕様書へ記載する場合は、「施工者希望型」を「発注者指定型（試行）」に変更する。

また、第○条（その他）の前条に以下の条文を追記する。

なお、発注する工事において、複数の工種がある場合には本試行を適用する工種が分かるよう明記する。

#### 第○条（発注者指定型（試行）の対象工事）

本工事は、発注者指定型（試行）の対象工事であるため、ICT活用工事実施要領における「施工者希望型」を「発注者指定型（試行）」と読み替えて実施することとする。

なお、受注者の責によりICT活用工事（必須の施工プロセスの全て）が実施されない場合は、工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

#### 5 施行日

この通知は、令和6年6月1日以後から適用する。

## 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（高知県案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する公共工事の現場において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するために、必要な事項を定めたものである。

### （目的）

第2条 本要領は、高知県土木部の発注する公共工事の現場において「段階確認」「材料確認」と「立会」を必要とする作業を遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めたものである。

### （適用の範囲）

第3条 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「高知県建設工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

なお、試行は全ての工事を対象に受発注者の協議により本要領に従い実施するものとする。

### （費用）

第4条 本試行を実施するにあたり必要とする費用は技術管理費に含むものとする。

### （工事成績評価）

第5条 本要領に基づき、建設現場の遠隔臨場を実施して、その導入効果が認められた工事は、高知県建設工事成績評価において、工事成績採点の審査項目別運用表における審査項目「創意工夫」の【施工】（14）「施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫」または【その他】で評価する。

### （その他）

第5条 本要領以外の事項については、国土交通省が定めている「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）」を準用するものとする。

### 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 遠隔臨場、Web 会議

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021021900054/>

### 遠隔臨場、Web会議

 [ページの内容を印刷](#)

公開日 2022年04月19日

遠隔臨場、Web会議の通知等を掲載しております。

#### マニュアル

オンライン会議ツールZOOM基本操作マニュアル

-  [ワード「DOCX：43MB」](#)
-  [PDF「PDF：18MB」](#)

#### 遠隔臨場

- [建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について（令和2年4月1日）](#)

#### Web会議

-  [令和3年度デジタル化関連予算の概要「PDF：225KB」](#)
-  [令和2年9月補正予算の概要（WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入）受注者用（令和2年11月4日）「PDF：366KB」](#)
-  [令和2年9月補正予算の概要（WEB会議用設備の導入・タブレット186台の導入）県職員用（令和2年10月15日）「PDF：370KB」](#)
- [オンライン協議やWEB段階確認を円滑に行うためのiPadの追加配布について（令和2年8月11日）](#)
- [WEB 会議等の積極的な利用について（令和2年3月11日）](#)

#### この記事に関するお問い合わせ

高知県 土木部 技術管理課

所在地： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 検査 088-823-9825  
積算 088-823-9826

ファックス：088-823-9263

メール： [170601@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:170601@ken.pref.kochi.lg.jp)

このことについて、受発注者の業務の効率化に向けた更なる利用の促進を図るため、発注者指定型の対象範囲を拡大し、下記のとおりとしました。

また、システムの利用にあたっては、「[情報共有システム運用ガイドライン（案）第1.0版 令和元年7月](#)」を確認ください。

## 1. 対象工事

高知県土木部が発注する以下の工事（建築工事を除く。）とする。

（１）請負対象金額が１千万円以上の工事

・・・「発注者指定型」（情報共有システムの活用を義務付ける工事）

（２）請負対象金額が１千万円未満の工事のうち、情報共有システムを導入することで業務の効率化が図られると判断される工事

・・・「受注者希望型」（契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事）

## 2. 適用日特記仕様書への記載

対象工事を発注する際は、[別紙：特記仕様書記載例](#)に定める内容を特記仕様書に記載する。

## 3. その他

（１）システムの利用に係る費用は、共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれているため、別途計上しない。

（２）発注者指定型であっても、特別な理由により情報共有システムの活用が困難であると思われるものについては、受発注者間で協議する。

## 4. 適用日

令和５年５月１日以降に積算する工事

ただし、既に契約している工事についても受発注者で協議のうえ、適用できるものとする。

### この記事に関するお問い合わせ

高知県 土木部 技術管理課

所在地： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 検査 088-823-9825

積算 088-823-9826

ファックス：088-823-9263

メール： [170601@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:170601@ken.pref.kochi.lg.jp)

令和 2 年 1 2 月 2 日

各土木事務所長 様

技術管理課長

道 路 課 長

## 舗装単価契約工事における関係書類の取り扱いについて（通知）

舗装単価契約工事において受注者が作成する工事関係書類の取り扱いについては、明確な定めがなく、それぞれの発注機関により運用されているところです。今後、下記により取り扱うこととしますので、受注者への指導等、適正な運用に努めていただきますようお願いします。

## 記

## 1 舗装単価契約工事における関係書類の取り扱い

工事関係書類	取り扱い区分	摘 要
①コリンズ（CORINS）	登録不要	
②材料使用承諾願 ・アスファルト合剤・乳剤 ・区画線 ・砕石 ・その他	最初の施工時に提出	以降の契約内の追加工事については、当初提出分の材料や配合に変更がなければ提出不要。 ※配合報告書や製品カタログは、事務所で一括保管されている場合、添付不要。
③完成図	提出	
④使用量一覧表	提出	
⑤工事写真	提出	
⑥産業廃棄物処理関係書類 ・産業廃棄物処理契約書 ・マニフェスト ・伝票類 ・一覧表	提示	完成検査時に提示。提出は不要。 ※産業廃棄物処理契約書は当初の単価契約時に示された工期に基づき契約した産業廃棄物処理契約書のみで可。処分場に変更がなければ、追加工事ごとの処分場との契約締結は不要。
⑦安全管理書類	提示	完成検査時に提示。提出は不要。
⑧資材の伝票類	提示	完成検査時に提示。提出は不要。
⑨品質管理書類	不要	ただし、温度測定については写真等で記録を残すこと。
注 1：出来形管理については、高知県建設工事技術管理要綱により実施すること。ただし、材料使用量など、舗装厚が確認できる資料があれば、コア採取は省略できるものとする。		
注 2：その他、下請契約書など、提出が必要な書類がある場合は、施工計画書の表紙を使用して提出。		

## 2 適用年月日：通知日以降適用

問い合わせ先

技術管理課：技査

道 路 課：維持担当

平成 20 年 7 月 31 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 } 様

土木部長

土木部発注工事における県内産資材優先使用の徹底について（通知）

標記については、平成 17 年 3 月 28 日付 16 高建管第 733 号「土木部発注工事における県内産資材優先使用の特記仕様書への明記について(通知)」に基づき、平成 17 年度以降、県内産資材の優先使用に取り組んでいます。

また、平成 20 年度は「県内産品や技術のさらなる活用」を土木部の重点取組項目にも掲げています。

そこで、この取組みの一層の徹底を図るため、県外産資材を使用する場合の確認をより厳格にすることにしました。

つきましては、平成 17 年 3 月 28 日付 16 高建管第 733 号「土木部発注工事における県内産資材優先使用の特記仕様書への明記について(通知)」の一部を下記のとおり改定しましたので通知します。

#### 記

#### 1. 改定内容

##### ①「5. 県内産資材使用状況の確認」

監督職員は、施工計画書の主要材料記載欄にて、県内産資材又は県外産資材の確認を行うこと。

また、施工打合わせ時には**主任監督員**が主要材料記載欄を確認し、県外産資材の使用としている場合は、その理由の説明を求めるとともに、打合わせ事項に記載させること。なお、特記仕様書に示す「機能、品質、価格等が同等」であるにもかかわらず県外産資材の使用としている場合は、改めて県内産資材優先使用の協力要請を行うこと。

検査職員は、検査時に県内産資材の使用状況を確認し、県外産資材を使用している場合は、監督職員及び請負業者から理由を確認すること。

## ②特記仕様書記載例

### 第 条 県内産資材の優先使用

- 1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注 1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注 2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

## 2. 適用

平成 20 年 8 月 1 日以降、打合わせする工事（特記仕様書の記載は、平成 20 年 8 月 1 日以降、積算するもの）。

## 3. その他

「1. 改定内容 ②特記仕様書記載例」により、①平成 15 年 3 月 12 日付け 14 高土企第 349 号「土木部発注工事における県産木材使用の特記仕様書への明記について」、②平成 15 年 10 月 20 日付け 15 高建管第 430 号「土木部発注工事における県産海砂を配合した生コンクリートの優先使用について特記仕様書への明記について」、③平成 17 年 3 月 25 日付け 16 高建管第 650 号「『木製型枠』の使用について」に記載の県内産資材の優先使用に関する記載内容を集約する。

## 4. 問い合わせ先

建設管理課設計基準担当 TEL 088-823-9826  
FAX 088-823-9263

3 高技管第 3 3 9 号  
令和 4 年 3 月 1 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長  
( 公 印 省 略 )

「公共土木工事木材利用実績調査」の電子申請の運用開始について（通知）

このことについて、公共土木工事木材利用実績の調査方法を改善し、下記のとおり電子申請サービスによる申請とすることとしました。木材利用実績調査は、「県産材利用推進に向けた行動計画における公共土木工事の目標値に対する実績調査」において、目標達成状況を把握するために利用しており、県産材使用率を正確に算出するため、大変重要な調査ですので、担当職員及び受注者への周知をお願いします。

なお、平成 27 年 4 月 13 日付け 27 高技管第 17 号「公共土木工事の木材利用実績調査様式の改正について（通知）」及び、平成 29 年 8 月 14 日付け事務連絡「木材利用に係る「公共土木工事の木材利用実績調査表」の新様式使用の徹底について（通知）」は令和 4 年 4 月 1 日付けをもって廃止します。

記

- 1 公共土木工事木材利用実績調査方法  
高知県電子申請サービスによる申請

- 2 対象工事  
土木部発注工事（木材、木製型枠、木製看板等の利用を問わず全て対象）  
※利用なしの場合は、未使用の内容で申請する。

- 3 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

第 条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

- 1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。

- 2 申請について

- (1) 受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請

を行う。

([https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052](https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052))

手続き名：高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

- (2) 申請前に、電子申請システムから出力した「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員に提出し確認を受けること。
- (3) 申請内容に関する問い合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問い合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

#### 4 適用

令和4年4月1日以降に完成する工事

#### 5 留意事項

令和4年3月31日までに完成する工事は従来どおり電子納品物に格納する。

#### 6 問い合わせ先

技術管理課

T E L 088－823－9826

## 運用方法（参考）

木材利用実績は、受注者が高知県電子申請サービス（[https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052](https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052)）から電子申請を行う。

### 1. 手順

1) 受注者は、木材利用実績を電子申請システムにより入力し、出力した帳票①（「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。

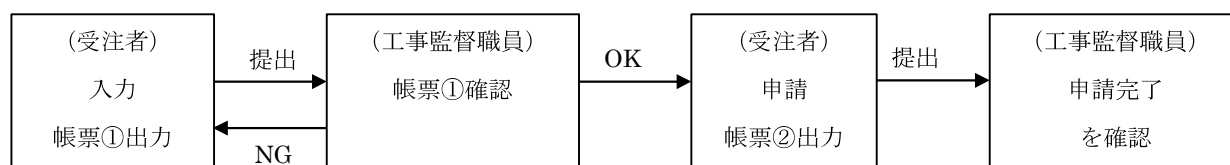
2) 工事監督職員は、帳票①を確認し受注者に報告する。

※電子申請サービスの入力データ保存期間が7日間のため、工事監督職員は速やかに対応すること。

3) 受注者は申請を行う。申請後に整理番号が採番された帳票②（「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」）を工事監督職員に提出する。

4) 工事監督職員は、整理番号が採番された帳票②の提出により、申請が完了したことを確認する。

### <電子申請の流れ>



## 高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

申込日時

## 工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		
監督職員		
工事番号・工事名		
工期	始期日	
	終期日	
最終請負金額(万円)		

## A) 木材の使用状況

**B)木製型枠とC)木製品以外で使用した**場合が対象です。使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用する工事であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等)  ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材であるか  県産材=はい その他=いいえ
	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計	0m3	

## B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート工事が含まれているか	(7) 木製型枠の使用対象工事であるか	(8) 木製型枠の使用状況  使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由

## C) 工事用仮設資材への木製品使用状況

**当初請負金額250万円以上の工事は、工事用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。**

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品)  使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事用資材に木製品を使用しない場合の理由

整理番号

帳票①

工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		高知土木事務所
監督職員		高知 土木
工事番号・工事名		急傾第1号 仁井田急傾斜地崩壊対策工事
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)		1200

A) 木材の使用状況

B)木製型枠とC)木製品以外で使用了した場合が対象です。 使用了木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用 する工事 であるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等)  ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか  県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計	0m3	

B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート 工事が含ま れているか	(7) 木製型枠 の使用対 象工事であ るか	(8) 木製型枠の使用状況  使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用 面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

C) 工事用仮設資材への木製品使用状況

当初請負金額250万円以上の工事は、工事用仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品)  使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事用資材に木製品を使用 しない場合の理由
はい	掲示板, 工事看板	

整理番号 preview

←帳票①は整理番号がない

# 帳票②

高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

申込日時 2022/02/21 14:47

## 工事情報(1)

発注機関名(発注事務所名)		高知土木事務所
監督職員		高知 土木
工事番号・工事名		急傾第1号 仁井田急傾斜地崩壊対策工事
工期	始期日	2021年07月15日
	終期日	2022年03月23日
最終請負金額(万円)		1200

## A) 木材の使用状況

**B)木製型枠とC)木製品以外で使用了**場合が対象です。 使用した木材を量に換算してください。

丸太状製品の場合 : 製品量を転記

角材や板材の場合 : 製品量÷歩留まり(0.6)で算出した値

(2) 木材を使用 する工事で あるか	(3) 木材を使用した工種・数量 (例: 柵工、法面工、ベンチ、 ガードレール、仮設防護柵等)  ※B木製型枠、C木製品は除く	(4) 木材数量 m3(換算)	(5) 県産材 であるか  県産材=はい その他=いいえ
いいえ	工種 (1)		
	工種 (2)		
	工種 (3)		
	工種 (4)		
	工種 (5)		
	計	0m3	

## B) 木製型枠の使用状況

(6) コンクリート 工事が含ま れているか	(7) 木製型枠 の使用対 象工事であ るか	(8) 木製型枠の使用状況  使用=はい 未使用=いいえ	(9) 木製型枠の使用 面積 (m2)	(10) 木製型枠を使用しない場合の理由
はい	はい	はい	250	

## C) 工事中仮設資材への木製品使用状況

**当初請負金額250万円以上の工事は、工事中仮設資材への木製品の使用が義務付けられています。**

(11) 木製資材の使用状況 (県産木製品)  使用=はい 未使用=いいえ	(12) 使用した県産木製資材名	(13) 工事中資材に木製品を使用 しない場合の理由
はい	掲示板, 工事看板	

整理番号 194431717305

←帳票②は整理番号が採番されている

30 高技管 第 42 号  
平成 30 年 4 月 24 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

土木部発注工事における建設副産物処理の設計計上の方法について（通知）

土木部発注工事における建設副産物の処理に関することについては、平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1296 号で通知しているところです。処理数量の確定方法については、地山の状態等で体積確認ができないものについては運搬車全車の写真撮影を義務づけていましたが、現場管理の省力化を図るため、今後は、設計数量の確定が可能な場合は運搬車全車の写真撮影の必要はなく、代表的な施工状況写真を撮影することとしましたので通知します。

また、これに伴い平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1296 号及び平成 23 年 12 月 9 日付け 23 高建管第 763 号は廃止します。

記

1. 設計書の作成について

- (1) 平成 19 年 3 月 26 付け 18 高建管第 883 号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」の「2. 建設副産物の取扱い」により処理方法を決定する。
- (2) 処理数量の計上は、計量法に定める計量単位である「t」と「m³」を用いる。
- (3) 建設副産物の処理方法は「指定」、処理施設の選択は「任意」とし、施工条件明示書に算出に用いた処理施設の場所と併せて明記する。
- (4) 特記仕様書には、計量法に定める計量単位により処理数量の証明できる資料を提出することを受注者に義務付けることを明記。

2. 契約上の取扱い

- (1) 建設副産物のうち産業廃棄物の処理を他者に委託する場合は、産業廃棄物処理票（以下「マニフェスト」という。）が発行されるが、これは、産業廃棄物の適正処理を確認するためのもので、処理数量の履行を証明するものではない。
- (2) 受注者と処理施設との間で「ダンプトラックの台数等」の単位を用いた契約を結ぶこと自体は有効であるが、県と受注者との契約においては「t」、「m³」などの計量法に基づく計量単位を用いることから、上記 1. (2) に示す単位での数

量証明を受注者に求める。

- (3) 上記 1. (3) とすることから、契約上の計量単位及び運搬距離は原則、設計変更の対象とはならない。

### 3. 処理数量の確定方法

産業廃棄物の処理が他者に委託されている場合は、受注者にマニフェストの提示を受け、適正処理を確認するとともに以下の確認を行う。

なお、地山の状態等であっても代表写真を撮影するのは、各工程における施工状況を確認するためである。

#### (1) 建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確定する場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に 1 工程以上（以下「代表写真」という。））

※ 1、代表写真撮影時は、積込後の出発時及び処分場到着時の両方を撮影する。

（運搬状況や追跡写真は不要）

※ 2、各積載重量別とは、運搬車が「10 t・10 台」「4 t・5 台」の使用であれば、「10 t・1 台」「4 t・1 台」以上の写真を撮影する。

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者からの①（電子データの提出）、②（レシート等の提示）の資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

#### (2) 建設副産物の処理数量を体積（「m³」）により確認する場合

次の 1）から 3）のうち、いずれかの方法により確定する。

1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態、または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

2) 前記「(1) 建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により

重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。（「積算の手引き 第 1 章直接工事費の積算」参照）

3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者からの②③（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

（3）受注者と処理施設との間で「台数」による単位を用いた契約を行っている場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者からの②③（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

（4）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を売却する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者からの木材市場等の受入伝票（提示）、①②（電子データの提出）資料及び変更申請図書を基に設計数量を確定する。

#### 4. 前記3. の作業の特記仕様書記載例

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位する場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

1）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

2）前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m ³ ）	・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m ³ ）
・アスファルト塊 2.35（t/m ³ ）	・掘削土（土砂）1.8（t/m ³ ）
・掘削土（軟岩）2.2（t/m ³ ）	・掘削土（硬岩）2.5（t/m ³ ）

3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を

- 他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。(全車写真)
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- ④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。
- (3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合
- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。(全車写真)
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- (4) 建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合
- ①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)
- ③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

※適用日以降に土木積算システムを利用して作成する設計書には、上記の記載例が自動的に記載されます。

## 5. 適用

平成 30 年 7 月 1 日以降に積算する工事に適用する。

## 6. その他

本通知は、「高知県建設工事技術管理要綱」の規定を改定するものではない。

土木部各課長  
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長

再生資源利用（促進）計画書及び実施書の取扱いについて（通知）

このことについて、資源有効利用促進法省令の改正（令和5年5月26日施行）に伴い、下記のとおり取扱いを定めましたので、通知します。

今後、受注者は、建設発生土の搬出先の盛土規制法の許可の事前確認等や、搬出後の土砂受領書の確認等が必要となりますので、適切に処理してください。

なお、「再生資源利用（促進）計画書及び実施書の取扱いの一部改正について（令和4年12月27日付け4高技管第455号技術管理課長通知）」は、廃止します。

記

1 提出の義務付け

建設資材の利用量及び建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず、工事請負代金額が100万円（税込み）以上については、受注者に再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出を義務付けることとする。ただし、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上となる工事の場合は、工事請負代金額に係わらず提出することとする。

2 建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認

受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壤汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その結果を記載した書面（別紙「様式1」）（電磁的記録も可）を再生資源利用促進計画に添付することとする。

なお、手続等の確認の考え方については、別添「確認結果票作成に当たっての解説」によること。

3 再生資源利用（促進）計画書について

（ア）発注者への説明

受注者は、再生資源利用（促進）計画書（確認結果票含む）を施工計画書と併せて提出するとともに、発注者に当計画書の内容を説明すること。

（イ）現場への掲示

受注者は、再生資源利用（促進）計画書（確認結果票含む）の現場掲示用様式を公衆が見やすい場所に掲げること。

※現場掲示用様式は、国土交通省ホームページ

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)) に記載している様式を使用すること。

#### 4 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、以下の事項を記載した受領書（別紙「様式2-1、2-2」）（電磁的記録も可）の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が、再生資源利用促進計画と一致することを確認することとする。

- (ア) 搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地
- (イ) 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- (ウ) 搬出元（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）の名称及び所在地
- (エ) 建設発生土の搬出量
- (オ) 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

#### 5 建設発生土の搬出元に対する受領書の交付

受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し、速やかに、4(ア)～(オ)の事項を記載した受領書（別紙「様式2-1、2-2」）を交付することとする。

#### 6 保存期間について

受注者による再生資源利用（促進）計画書及び実施書（確認結果票含む）並びに受領書の保存期間は、工事完成日から5年を経過する日までとする。

#### 7 特記事項への記載

特記仕様書に以下の内容を記載すること。

第〇条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生

資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式2）を COBRIS により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

3 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

5 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRIS については、建設副産物情報センターのホームページ（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。

## 8 別添資料

- ・様式1（確認結果票）、様式2-1，2-2（受領書）
- ・確認結果票作成に当たっての解説
- ・参考資料_【事務連絡】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録制度について
- ・参考資料_【別紙1】指定副産物省令及び再生資源省令の補足説明及び運用

## 9 適用日

令和5年5月26日以降に契約する工事から適用する。

（問い合わせ先）

技術管理課

技査 TEL: 088-823-9825

設計基準担当 TEL: 088-823-9826

## 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

[illegible]

## 土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手續確認結果

工区等	結果区分	確認結果
工事区域	②	手続確認済(搬出可能)
▲▲工区	①	手続確認済(区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

### 建設発生土の搬出先確認結果

[illegible]

(受領書記載例)

様式 2-1

令和●年●月●日

(搬出元)

●●●●●建設工事

責任者(※) ●●●● 様

(受領先)

■■■■■建設工事

責任者(※) ■■■■

### 土砂受領書

受領先の名称及び所在地：■■■■■建設工事

■■県■■市■■町■■丁目■■番地■■地内

受領した管理者の商号：■■■■■建設（株）

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●県●●市●●町●●丁目●●番地●●地内

土砂の搬出量：盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●m³（地山量）

一時堆積 第1種建設発生土 ●●●m³（地山量）

搬入が完了した日：令和●年●月●日

搬出先が県有地の場合

(受領書記載例)

様式 2-1

令和●年●月●日

(搬出元)

●●●●●建設工事

責任者(※) ●●●● 様

(受領先)

■■■■事務所長 ■■ ■■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地：■■■■■残土仮置場

■■県■■市■■町■■丁目■■番地■■地内

受領した管理者の商号：■■■■■事務所

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●県●●市●●町●●丁目●●番地●●地内

土砂の搬出量：盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●m³ (地山量)

一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日：令和●年●月●日

搬出先と搬出元が同一の者である場合

(搬出証明書記載例)

様式 2-2

令和●年●月●日

●●●●●建設工事

責任者 ●●●●●

土砂搬出及び受領証明書

受領先の名称及び所在地：■■■■資材置き場

■■県■■市■■町■■丁目■■番地■■

受領した管理者の商号：●●●●●(株)

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●県●●市●●町●●丁目●●番地●●地内

土砂の搬出量：一時堆積 第2種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日：令和●年●月●日



様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

解体と新築工事を一体的に施工する場合は、搬出工事用は  
解体分と新築分に分けてエクセルファイルを作成

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と  
新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出実施

単位間違いに注意

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量					現場外搬出について															再生資源利用促進率	
		現場内利用		減量化			搬出先名称		区分	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所		住所コード *4	運搬距離			搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量		⑤再生資源利用促進量	②+③+⑤ ① (%)		
		用途コード *10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量法コード *11	③減量化量 小数点第三位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	千			百	十		+	-	小数点第三位まで		うち現場内改良分 小数点第三位まで					
資材廃棄物	コンクリート塊	112.000	トン	40.000	トン	トン	搬出先1 ○○リサイクル(株)○○工場	民間		埼玉県上尾市1-1-1	11219	10	km	5.中合外	72.000	トン	72.000	トン	100	%			
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製部材が 廃棄物となったもの)	10.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 ○○(株)チップ化工場	民間		埼玉県川越市2-2-2	11201	15	km	5.中合外	8.000	トン	8.000	トン	80	%			
	搬出先2 (株)○○ 中間処理施設						民間			埼玉県さいたま市中央区1-1-1	11105	5	km	7.焼却	302.000	トン	302.000	トン	100	%			
	アスファルト・ コンクリート塊	302.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 ○○道路(株)××工場	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	15	km	4.中合材	トン	トン	302.000	トン	100	%			
建設廃棄物	その他がれき類	1.000	トン				搬出先1 □□処分場	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	15	km	9.内陸処分	1.000	トン	0.000	トン	0	%			
	建設発生木材B (柱、ボードなど木製部材が 廃棄物となったもの)	2.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 ○○(株)チップ化工場	民間			11201	15	km	5.中合外	2.000	トン	2.000	トン	100	%			
	建設汚泥	300.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 △△(株)	民間			13123	40	km	5.中合外	300.000	トン	300.000	トン	100	%			
	金属くず	27.000	トン				搬出先1 ○○金属株	民間			11107	13	km	1.売却	27.000	トン	27.000	トン	100	%			
	廃塩化ビニル管・継手	1.200	トン				搬出先1 ○○リサイクルセンター	民間			11219	15	km	5.中合外	1.200	トン	1.200	トン	100	%			
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	1.800	トン				搬出先1 ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市4-4-4	11219	15	km	5.中合外	1.800	トン	1.800	トン	100	%			
	廃石膏ボード	0.000	トン				搬出先1						km		トン	0.000	トン	0	%				
	紙くず	0.000	トン				搬出先1						km		トン	0.000	トン	0	%				
	アスベスト (腐蝕性)	0.000	トン				搬出先1						km		トン	0.000	トン	0	%				
	その他の分別 された廃棄物	0.000	トン				搬出先1						km		トン	0.000	トン	0	%				
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000	トン				搬出先1						km		トン	0.000	トン	0	%				
	建設発生土	第一種 建設発生土	2,020,000	地山m ³	20,000	地山m ³	地山m ³	搬出先1 ■■■■■工事	公共	A指定処分	東京都港区○○1-1-1	13103	33	km	2.他工種	1,300,000	地山m ³	地山m ³	1,300,000	地山m ³	100	%	
第二種 建設発生土		0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 ☆☆☆☆工事	民間	A指定処分	東京都足立区○○2-2-2	13121	28	km	2.他工種	700,000	地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0	%		
第三種 建設発生土		1,025,000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 ★★★★★工事	公共	A指定処分	東京都港区××2-2-2	13103	32	km	2.他工種	603,000	地山m ³	地山m ³	603,000	地山m ³	59	%		
第四種 建設発生土		0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 ○○○○受入場	民間	A指定処分	埼玉県浦和市○○3-3-3	11231	20	km	10.土捨て	422,000	地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0	%		
資源土以外の泥土		0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1						km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0	%			
浚渫土 (建設汚泥を除く)		0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1						km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0	%			
合計		3,045,000	地山m ³	20,000	地山m ³	0.000	地山m ³								3,025,000	地山m ³	0.000	地山m ³	86	%			

距離は整数入力

コード*10 1.路盤材 2.裏込材 3.埋戻し材 4.その他	コード*11 1.焼却 2.脱水 3.天日乾燥 4.その他	コード*12 施工条件について 1.A指定処分 (発注時に指定されたもの) 2.B指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、 発注後に設計変更し指定処分とされたもの) 3.自由処分	コード*13 【建設廃棄物の場合】 1.売却 2.他の工事現場 3.広域認定制度による処理 4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6.中間処理施設(サマルリサイクル) 7.中間処理施設(単独焼却) 8.廃棄物最終処分場(海面処分場) 9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)	【建設発生土の場合】 1.売却 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) ただし、廃棄物最終処分場を除く 4.土質改良プラント 5.工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がある場合) 6.工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がない場合) 7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業 8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10.土捨て・残土処分場
---------------------------------------------	-------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注記)  
・一般廃棄物は記入しないで下さい。  
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。  
※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください。  
※最後に必ず印刷して確認してください。

再生資源利用計画書 ー現場揭示用ー

1.工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名		法人番号					
		請負会社名					
		会社所在地	TEL				
		作成・更新年月日		令和	年	月	日
		工事責任者					

工 事 名		工事施工場所		工 期	令和		年		月		日から
					令和		年		月		日まで

2.建設資材利用計画

建設資材（新材を含む全体の利用状況）				左記のうち、再生資材の利用状況				再生資源 利用率
分 類	規 格	主な利用用途	利 用 量 (A) 小数点第三位まで	再生資材利用量 (B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所		(B)/(A)×100
コンクリート			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
合 計			0.000	0.000				0 %
コンクリート及び 鉄から成る建設資材			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
合 計			0.000	0.000				0 %
アスファルト・ コンクリート			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
			トン	トン				%
合 計			0.000	0.000				0 %
土 砂			締めm ³	締めm ³				%
			締めm ³	締めm ³				%
			締めm ³	締めm ³				%
			締めm ³	締めm ³				%
			締めm ³	締めm ³				%
			締めm ³	締めm ³				%
			締めm ³	締めm ³				%
			締めm ³	締めm ³				%
			締めm ³	締めm ³				%
			締めm ³	締めm ³				%
合 計			0.000	締めm ³				0 %
砕 石			m ³	m ³				%
			m ³	m ³				%
			m ³	m ³				%
			m ³	m ³				%
			m ³	m ³				%
			m ³	m ³				%
			m ³	m ³				%
			m ³	m ³				%
			m ³	m ³				%
			m ³	m ³				%
合 計			0.000	m ³				0 %

再生資源利用促進計画書 ー現場揭示用ー

1.工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名		法人番号				
		請負会社名				
		会社所在地	TEL			
		作成・更新年月日	令和	年	月	日
		工事責任者				

工 事 名		工事施工場所		工 期	令和	年	月	日から
					令和	年	月	日まで

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③ 小数点第三位まで	現場内利用		現 場 外 搬 出 に つ い て						再生資源 利用促進率 ②÷④ (％)
		②利用量 小数点第三位まで	③うち現場内 改良分 小数点第三位まで	搬出先名称	搬出先場所住所	搬出先の種類	③現場外搬出量 小数点第三位まで	③うち現場内 改良分 小数点第三位まで	④再生資源 利用促進量	
コンクリート塊	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
建設発生木材(柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
建設発生木材(立木、断根材などが廃棄物となったもの)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
アスファルト・コンクリート塊	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10					0.000 トン	0%
第一種建設発生土	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%
第二種建設発生土	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%

元高技管第 344 号  
令和 2 年 3 月 30 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

# 用材林等の伐採に要する費用の計上方法の改定について（通知）

用材林等の伐採に要する費用の計上方法については、平成 25 年 2 月 13 日付け 24 高建管第 1101 号により通知しているところですが、実際に必要となる費用が適切に反映されるよう、下記のとおり変更しますので通知します。

なお、本通知により、平成 25 年 2 月 13 日付け 24 高建管第 1101 号及び平成 27 年 9 月 8 日付け 27 高技管第 155 号「3. 伐採費用等」は廃止します。

## 記

### 1. 計上方法

#### （1）共通仮設費 準備費の率分に含まれる項目

- ア 伐開、除根、除草に要した費用。
- イ 伐開、除根、除草による現場内の集積・積込及び整地、段切り、摺付け等に要した費用。

#### （2）準備費（率分）には含まれないため、必要に応じて別途積み上げ計上する項目

- ア 伐開、除根、除草に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用及びそれらの処理費用。
- イ 立木の伐採、現場内の集積・積込、工事現場外への搬出及びそれらの処理に要した費用。

なお、設計書に計上する伐採費は、別表の各樹木毎の費用を胸高直径毎に計上すること。

#### 【解説】

伐開・・・雑木や小さな樹木等の除去で、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウによる作業  
伐採・・・樹木をチェーンソー等により切り倒す作業

### 2. 適用

令和 2 年 4 月 1 日以降の積算に適用する。

### 3. 留意点

用材林等の伐採補償を行っている場合は、その立ち木の主幹部については、契約に基づき立ち木所有者に起業地外へ移転義務を課している。主幹部以外の枝部等について、工事の支障となる場合は、工事現場外への運搬及び処分要する費用を別途計上できる。

また、取得補償の場合であっても、伐採後、工事の支障となる主幹部の集積及び処分が必要な場合は、それに要する費用を別途計上できる。

問い合わせ先  
技術管理課  
Tel 088-823-9826

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長  
(公印省略)

用材林等の伐採に要する費用の計上方法の補足説明について（通知）

令和 2 年 3 月 30 日付け元高技管第 344 号「用材林等の伐採に要する費用の計上方法の改定について（通知）」により、用材林等の伐採に要する費用の積算方法を変更したところです。  
計上方法の詳細について、下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

記

	作業内容	項目	積算方法
伐開	雑木や小さな樹木等の除去で、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウによる作業	伐開	共通仮設費率
		玉切・集積・積込	共通仮設費率
		運搬	運用歩掛
		処分	木くず処分費
伐採	樹木をチェーンソー等により切り倒す作業 <u>※6cm 以上が対象</u>	伐採	胸高直径毎の伐採単価(※1)
		玉切・集積・積込	見積(※2)
		運搬	運用歩掛
		処分	木くず処分費

※1 胸高直径毎の本数を資料により確認する。

※2 伐採に伴う玉切・集積・積込の見積書の提出を依頼する際には、  
6cm 未満の伐開を伴う作業を除く条件で徴収する。

別紙：（参考）準備費に計上する伐採費等の設計計上例

問い合わせ先  
技術管理課  
Tel 088-823-9826

元高技管第 223 号  
令和 2 年 1 月 24 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長  
( 公 印 省 略 )

植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の徹底について（通知）

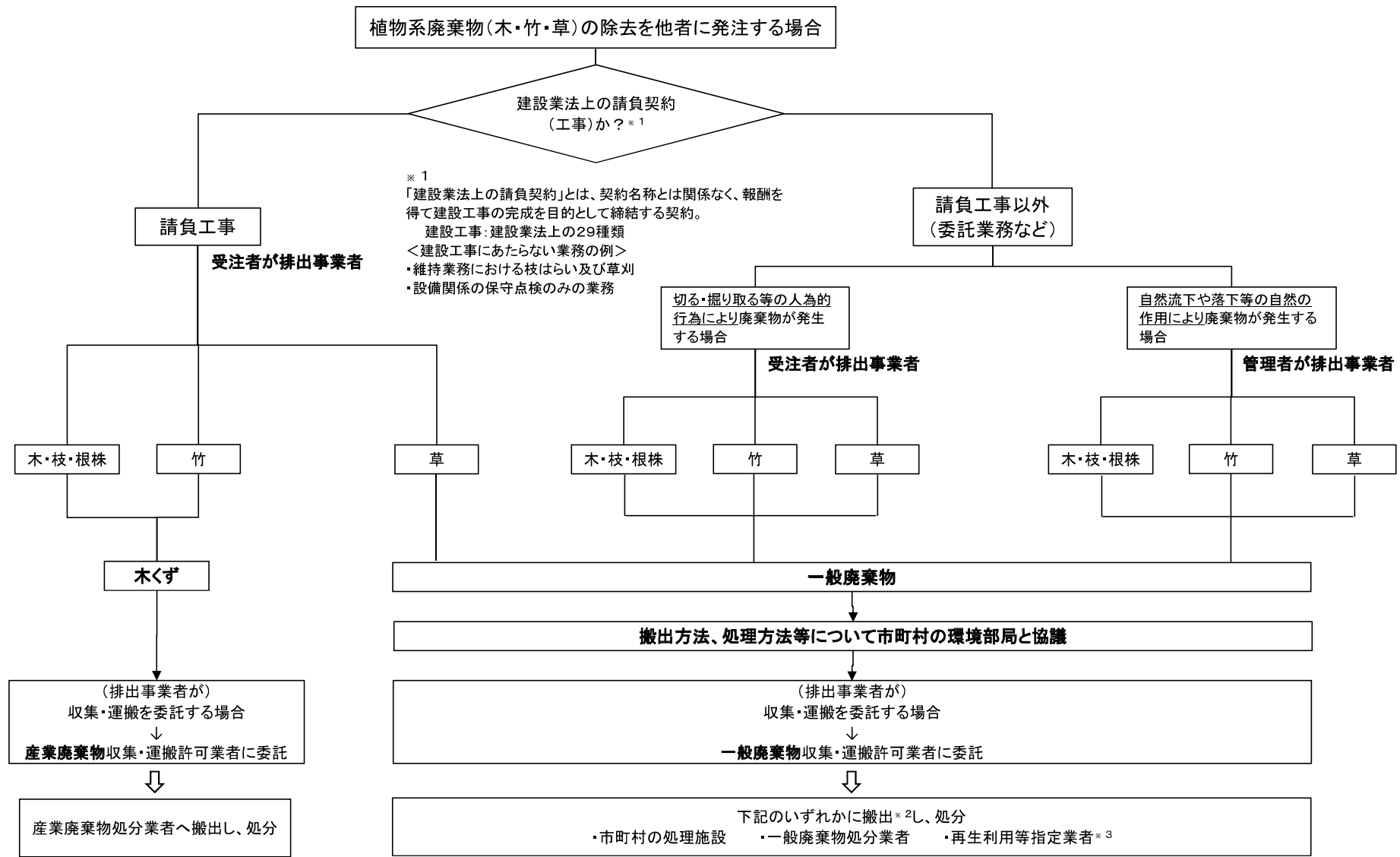
このことについて、「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」（平成23年1月18日付け 22高建管第820号）により通知しているところですが、一般廃棄物の取扱いについては、事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等についての協議が必要です。また、協議の結果、一般廃棄物処分業者等に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約していただくよう徹底をお願いします。

なお、これに伴い平成23年1月18日付け22高建管第820号「植物系廃棄物（木・竹・草）の除去を発注した場合の処理方法の改訂について（通知）」は廃止します。

(問い合わせ先)  
技術管理課  
TEL 088-823-9826

# 植物系廃棄物(木・竹・草)の処理についてのフロー

建設工事や委託業務で一般廃棄物が発生する場合は、必ず事前に発生場所の市町村の環境部局と搬出方法、処理方法等について協議を行ってください。



※2 市町村との協議の結果、市町村の処理施設以外に搬出することとなった場合は、排出事業者が処分業者等と直接契約をすること。  
※3 廃棄物処理法施行規則 第2条の3第1項第2号 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行うものであって市町村長の指定を受けたもの。

一定の規模以上の土地の形質の変更届（土壌汚染対策法第4条関係）

公開日 2022年07月07日

- 一定の規模以上の土地の形質の変更をしようとする場合、形質を変更しようとする30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出が必要になります。
- 届出の内容を審査し、知事が当該土地に土壌汚染のおそれがあると判断した場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を行うことになります。
- 土壌汚染状況調査は時間・費用等を要し、工事計画やその期間に影響する可能性がありますので、一定の規模以上の土地の形質を変更しようとする方は、着工まで十分余裕のある時期にご相談ください。

届出の概要については [こちら](#)（環境省作成資料）をご覧ください。

- [1. 土地の形質の変更とは](#)
- [2. 届出の要件](#)
- [3. 届出の対象外の工事](#)
- [4. 届出の期限](#)
- [5. 提出書類](#)
- [6. 届出書の提出先](#)
- [7. 自主調査について](#)

土地の形質の変更とは

土地の形質の変更とは、土地の形状を変更する行為全般を指し、主に盛土と掘削に大別されます。  
例としては、以下の行為が該当します。

盛土行為の例	掘削行為の例
- 土砂等の仮置き・一時たい積   - 砂利の敷設   - 道路舗装	- 掘削   - 矢板の打設   - 杭打ち   - 地盤改良   - 建築物の基礎の撤去   - 排水溝の敷設

[↑トップに戻る](#)

届出の要件

届出の要否は、形質変更を行う土地の状況と合計面積で判断されます。  
主に以下の①または②に該当するものが届出の対象となります。

	形質を変更しようとする土地の状況	届出対象となる形質変更の規模要件
①	現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地等	盛土と掘削の合計面積が900㎡以上
②	有害物質使用特定施設が過去から現在まで設置されたことがない土地	盛土と掘削の合計面積が3,000㎡以上

届出対象となる工事面積の考え方について

有害物質使用特定施設について

- 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する「特定施設」であって、同項第1号に規定する「有害物質」を製造、使用又は処理するものが該当します。
- 水質汚濁防止法における有害物質の種類のうち、土壤汚染対策法における特定有害物質の種類に含まれていないものがあります。（例：硝酸性窒素等、1,4-ジオキサン）

↑[トップに戻る](#)

届出の対象外の工事

以下の1～6のいずれかに該当する行為（工事）は届出対象外となります。

1. 次のいずれにも該当しない行為
- 土壤を形質変更の対象となる土地の区域外に搬出するもの
  - 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質変更を行うもの
  - 土地の形質変更（掘削）する部分の最大の深さが50cm以上であるもの
2. 農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外に土壤を搬出しないもの
3. 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外に土壤を搬出しないもの
4. 鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更
5. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
6. 形質変更が盛土のみの行為

↑[トップに戻る](#)

届出の期限

土地の形質変更に着手する30日前まで（設計や契約事務等に係る準備期間は含まれません）

↑[トップに戻る](#)

提出書類

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書に係る提出書類は以下のとおりです。

- 提出部数は1部

提出書類（法4条1項関係）

	書類	備考
1	一定の規模以上の土地の形質変更届出書（様式第6）      <a href="#">一定の規模以上の土地の形質の変更届出書[DOCX : 13KB]</a>    <a href="#">届出書記載例[PDF : 63KB]</a>	形質変更の対象となる場所の所在地について、届出書枠内に全てを記載することが困難である場合、別途「所在地一覧表」を作成し、添付すること

	書類	備考
2	<b>所在地一覧表</b>     <a href="#">所在地一覧表(参考様式)[XLSX：14KB]</a>    <a href="#">所在地一覧表記載例[PDF：26KB]</a>	届出書枠内に形質変更の対象となる所在地を全て記載することが困難である場合に、作成して添付すること
3	<b>確認表</b>     <a href="#">確認表[PDF：56KB]</a>	・形質の変更が行われる土地の履歴を確認し、特定有害物質の埋設、飛散、流出、地下への浸透、製造、使用、処理、貯蔵又は保管の履歴を確認するための書類
4	<b>形質変更を行う場所を示した位置図（周辺図）</b>	・指定様式なし （例）国土地理院地図に該当の土地の位置をプロットしたもの等 ※地図情報の二次的利用については、その著作権等にご注意ください。
5	<b>形質変更を行う場所の平面図・立面図・断面図</b>	・盛土範囲と掘削範囲は明確に分けること（例：色分け等） ・形質変更の範囲、深さ、面積及び寸法等の情報を記載すること ・A3サイズ以上で印刷すること
6	<b>土地の登記事項証明書</b>	・写し可 ・記載の土地の所有者等が死亡するなどし、現に所有者等が別にいる場合、別途「土地の所有者等の所在を明らかにする書類」を添付すること
7	<b>公図</b>	・写し可
8	<b>土地の所有者等の所在を明らかにする書類</b>	・「6」の土地の登記事項証明書に記載の所有者以外に該当の土地の所有者等がいる場合や同書類を添付できない場合等に提出すること ・形質変更を行う土地の所在地だけでなく、土地の所有者等の住所が掲載されていることを確認すること  （例）土地の形質変更工事に関する同意書、戸籍謄本の写し 等

※審査の過程で、上記以外の書類の提出を追加で求めることがあります。  
※法第3条第7項及び法第4条第3項に係る届出の添付書類については別途お問い合わせください。

届出者について

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の届出者については、土地の形質の変更を行う者になります。  
該当の工事の発注者と受注者のどちらが届出者になるかは、工事の契約内容等により異なりますので、判断が困難な場合はご相談ください。

[↑トップに戻る](#)

届出書の提出先

形質変更をしようとする土地が高知市以外の場合

高知県林業振興・環境部環境対策課 環境・再生利用担当  
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目7番42号  
TEL：088-821-4524 FAX：088-821-4520

## 形質変更をしようとする土地が高知市内の場合

高知市環境保全課（TEL 088-821-9471）が窓口になりますので、同課へお問い合わせください。

[↑トップに戻る](#)

### 自主調査について

- 法第4条第3項の規定では、**土地の所有者等**に対して、土壌汚染状況調査の命令がかかることになります。
- あらかじめ命令がかかることが判明している場合、土地の所有者等に該当する者全員の同意を得て、事前に自主的な土壌汚染状況調査を実施し、その結果を届出書等に添付することも可能ですので、別途ご相談ください。（法第4条第2項）
- 土壌汚染状況調査の結果の報告については、以下の指定様式を用いて提出してください。

[土壌汚染状況調査結果報告書\[DOCX：14KB\]](#)

[土壌汚染状況調査結果報告書\[PDF：44KB\]](#)

### 土地の所有者等について

- 土地の所有者等とは、土地の所有者、管理者又は占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し、調査の実施主体として最も適切な一者に特定されます。
- 通常は「土地の所有者」が該当しますが、「管理者」又は「占有者」が該当する場合があります。
- これらは土地の管理全般に関する契約関係等から総合的に判断されますので、ご不明な場合はご相談ください。

[↑トップに戻る](#)

#### この記事に関するお問い合わせ

高知県 林業振興・環境部 環境対策課

所在地： 環境対策課   ：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号（西庁舎5階）  
計画推進・一般廃棄物 担当 088-821-4590

電話： 新処分場 担当 088-821-4595  
産業廃棄物 担当 088-821-4523  
環境・再生利用 担当 088-821-4524

ファックス：088-821-4520（環境対策課）

メール： [030801@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:030801@ken.pref.kochi.lg.jp)



2 高技管第 67 号  
令和 2 年 6 月 24 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長  
(公印省略)

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、「土木工事標準積算基準書」の改定について」（令和 2 年 3 月 31 日付け元高技管第 353 号）において現場管理費の改定を行っております。

これと併せて、法定外の労災保険の付保を要件化するため、下記のとおり、特記仕様書への記載をお願いします。

記

1. 対象工事

「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事とする。

2. 適用

令和 2 年 6 月 24 日以降の積算に適用する。

3. 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の特記仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示する。

<特記仕様書 記載例>

第〇条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

#### 4. 保険付保の確認

工事請負契約書第 62 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

##### <工事請負契約書>

第 62 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより、**火災保険、建設工事保険、その他の保険**（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

##### <問い合わせ先>

技術管理課

電話 088-823-9826

5 高技管第 98 号  
令和 5 年 6 月 23 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長  
(公印省略)

交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行  
の一部改正について (通知)

このことについて、施工箇所近辺に警備業者があるにもかかわらず、受注者の取引関係のある、警備業者から「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を徴収し、遠方の警備業者と契約していたものについて、長時間移動にかかる費用を計上した事案が確認されました。今後は、警備業者の人手不足への対策という本来の趣旨に沿った運用ができるよう、「交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行について (令和 3 年 9 月 30 日付け 3 高技管第 204 号技術管理課長通知)」の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、主な改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の徴収対象となる警備業者は、受注者と警備業者との関係性等を考慮せず、契約予定の警備業者より施工箇所に近い全ての警備業者(営業所等含む)としました。

2 施行日

この通知は、令和 5 年 6 月 23 日から施行し、同日以後に受注者から協議があった工事から適用します。

(問い合わせ先)  
技術管理課 設計基準担当  
田中・川原  
TEL:088-823-9826

## 交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行

### 1 対象工事

「土木工事標準積算基準書」又は「港湾請負工事積算基準」を適用する全ての工事であって、交通誘導警備員の配置にあたり会社所在地から施工箇所までの移動が「片道移動時間が1時間を超える」又は「片道移動距離が30km（高速道路等を利用する場合は60km）程度を超える」工事

※ 会社所在地とは、交通誘導警備員を配置可能な警備業者の施工箇所最寄りの本店、支店、又は営業所をいう。

※ 会社所在地と施工箇所の間に交通誘導警備員の自宅等があり、自宅等から施工箇所まで直接移動する場合についても「片道移動時間が1時間を超える」又は「片道移動距離が30km（高速道路等を利用する場合は60km）程度を超える」場合は、長時間移動にかかる費用を設計計上できることとする。

### 2 積算方法

- (1) 片道1時間を超過した移動時間に、1時間当たりの時間外割増した労務単価を乗じて、1日当たりの交通誘導警備員の移動にかかる費用を算出する。
- (2) 交通誘導警備員の移動にかかる費用は、共通仮設費及び現場管理費の対象外とする。
- (3) 詳細は、別紙1「交通誘導警備員の移動にかかる費用の算出方法」によること。

### 3 協議方法

- (1) 受注者は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき「移動時間及び移動距離が分かる資料」及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して、確認を請求するものとする。対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としない。
- (2) 「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の徴収対象となる警備業者は、契約予定の警備業者より施工箇所に近い全ての警備業者（営業所等含む）とする。
- (3) 監督職員は、対象となる全ての警備業者から「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が徴収されていることを確認すること。なお、会社所在地の確認方法は、web建設物価等を参考とすること。（別紙2参照）

また、今回の協議方法の変更をもって、技術管理課への事前協議は、不要とする。

※ web建設物価に登録がない、又は登録されているが廃業等により営業実態が無い等の警備業者が判明した場合は、技術管理課まで報告すること。

### 4 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

#### 第 条 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する

場合は、建設工事請負契約書第 18 条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

※ 実施設計時に特記仕様書に記載が無い場合であっても、受注者との協議により設計変更の対象とすることができることとする。

#### 5 技術管理課への報告について

本通知による交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用についての協議が成立した場合は、別紙 1 を技術管理課に提出すること。

附 則（令和 3 年 9 月 30 日高技管第 204 号技術管理課長通知）

令和 3 年 10 月 1 日以降に受注者より事前協議があった工事に適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 23 日高技管第 98 号技術管理課長通知）

この通知は、令和 5 年 6 月 23 日から施行し、同日以後に受注者から協議があった工事から適用する。

5 高土政第 1420 号  
令和 6 年 3 月 15 日

土木部各課長  
様  
各土木事務所長

土 木 部 長

「週休 2 日制モデル工事」実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、高知県土木部における「週休 2 日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この「週休 2 日制モデル工事」実施要領については、高知県土木部が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

- （1） 原則、全ての工事を「週休 2 日制モデル工事」の対象としました。
- （2） 社会的要請により早期の工事完成が必要な工事等（緊急応急工事を含む。）については、「週休 2 日交替制モデル工事」の対象としました。

2 施行日

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用します。

3 その他

令和 6 年度国土交通省の積算基準改定に伴う補正係数の改定等については、別途、準備ができしだい通知します。

（問い合わせ先）  
土木政策課 契約担当  
TEL：088－823－9813  
技術管理課 設計基準担当  
TEL：088－823－9826

## 「週休2日制モデル工事」実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、現場閉所により4週8休を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」(以下「**2日制モデル工事**」という。)と技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日を確保する「週休2日交替制モデル工事」(以下「**交替制モデル工事**」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 対象工事は、高知県土木部が発注する次に掲げる工事(建築工事を除く。)のいずれかとする。ただし、現場施工が7日未満の工事については対象外とする。

#### (1) 2日制モデル工事

原則、全ての工事。

#### (2) 交替制モデル工事

社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事等)で現場閉所ができない場合、又は受注者から交替制モデル工事で実施する旨の申出があった場合(別紙2参照)において、発注者が適当と認めた工事。

### (対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。また、交替制モデル工事においては、施工体制台帳上の元請及び下請の工期(工事着手日から工事完成日までの期間)とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

### (休工日の確保)

第4条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

#### (1) 2日制モデル工事

ア 受注者は、工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。

ウ 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。

## **(2) 交替制モデル工事**

受注者は、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。

### **(実施方法)**

第5条 第2条により対象とした工事は、別途、土木政策課が行う実施状況に係る調査の際に、所定の様式により報告するものとする。

2 発注者は、対象工事の実施にあたって、特記仕様書に2日制モデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）するものとする。

3 受注者は、施工計画書の提出時に対象工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議する。

4 受注者は、対象工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）

5 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

### **(1) 2日制モデル工事**

ア 土日を閉所日とすることを基本とし、対象期間で4週8休となる工程表を作成する。

イ 受注者は、第4条第1項（1）イの規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）で提出するものとする。

ウ 受注者は、第4条第1項（1）ウの規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）により発注者に報告するものとする。

エ 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。

オ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

### **(2) 交替制モデル工事**

ア 施工計画書に技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載する。

イ 受注者は、技術者及び技能労働者が休日を確保したことが確認できるように工事日誌等と併せて技術者及び技能労働者ごとの休日が確認できる資料（別紙5参照）を作成し、発注者に提出するものとする。

ウ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

### **(経費の負担)**

第6条 対象工事にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行つたうえで発注するものとし、施工後に達成状況を確認し、4週8休に満たない場合及び交替制モデル工事に変更となった場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

2 対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。

**(1) 2日制モデル工事**

対象期間の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、4週8休（28.5％）に満たないものは、経費等の補正を行わない。

**(2) 交替制モデル工事**

対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認し、4週8休（28.5％）に満たないものは、経費等の補正を行わない。

3 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休日とした場合についても、現場閉所率又は休日率に含めるものとする。

（工事成績評定）

第7条 対象工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。

（アンケート調査等）

第8条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあつても同様とする。

（その他）

第9条 対象工事の実施にあつて、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年10月2日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に積算を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

第〇条 「週休２日制モデル工事」の実施について

本工事は、「週休２日制モデル工事」実施要領における「２日制モデル工事」の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

高知知県土木部土木政策課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>)

なお、発注時において労務費等を補正済みであり、現場閉所の達成状況が４週８休に満たない場合及び交替制モデル工事に変更となった場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

※契約後（工事着手前）に、発注者が交替制モデル工事が適当と認めた工事については、『２日制』を『交替制』に替えて、変更契約時に記入すること。

技術次長	技 査	課 長	チーフ	担当

## 工 事 条 件 変 更 等 確 認 要 求 書

令和〇年〇月〇日

高知県知事 様

(受注者)

印

建設工事請負契約書第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名 (工事番号)	県道〇〇線道路改良工事 (〇〇 第〇〇号)
2 工 事 場 所	高知県 〇〇市 〇〇町 〇〇
3 工 期	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
4 変 更 事 項	建設工事請負契約書第 18 条第 1 項第 4 号による。
	具体的事項 (必要に応じて図面、写真を添付して説明すること)   特記仕様書第●条の規定により「2 日制モデル工事」とされているところですが、・・・ (理由を記載)・・・のため、「交替制モデル工事」を実施したいので、確認をお願いします。

うえのことについては、次のとおり措置して下さい。

令和〇年〇月〇日

(受注者)

株式会社 〇〇建設

代表取締役 〇〇 〇〇 様

高知県知事

印

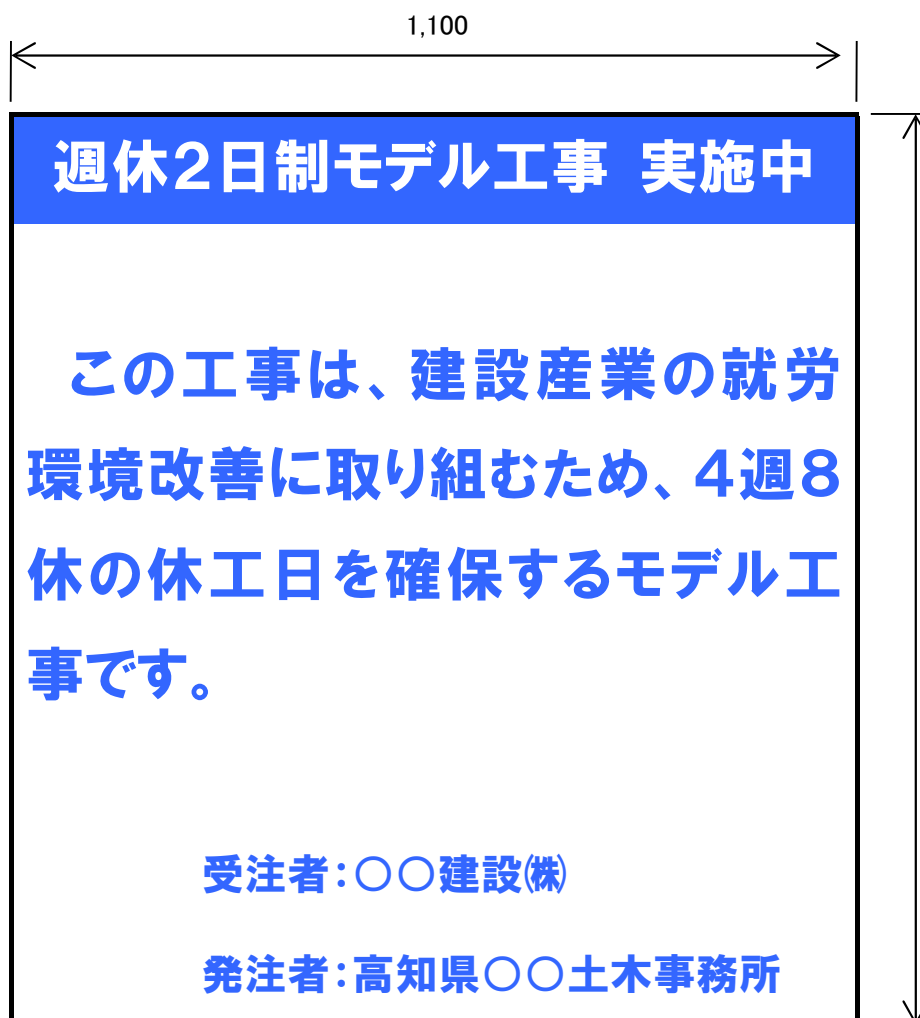
5 変更事項に対する措置方法 (図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く)

上記事項について適当と認めますので、施工計画書提出時に交替制モデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。

(変更の必要性が認められない場合：上記事項について適当と認められませんので、特記仕様書に記載のとおり、施工計画書提出時に 2 日制モデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。)

- 注 1 受注者は「4 変更事項」までを記入したものを 3 部作成して監督職員に 2 部提出する。  
 2 監督職員は記入事項を確認のうえ「5 変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に 1 部送付し、各々が相手方押印のあるものを 1 部ずつ保管する。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

※交替制モデル工事の場合は、「週休2日**交替制**モデル工事」と表示するなど、「交替制」であることを明示する。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 19 日

土木部各課長 様  
各土木事務所長 様

防災砂防課長  
(公印省略)

災害復旧事業における「週休 2 日制モデル工事」の一部改正について（通知）

このことについて、「災害復旧事業における「週休 2 日制モデル工事」の適用について（通知）（令和 5 年 2 月 2 4 日付け事務連絡）」により通知しておりましたが、高知県土木部における「週休 2 日制モデル工事」実施要領の改正に伴い、運用方法を下記のとおり改正したので通知します。

なお、「災害復旧事業における「週休 2 日制モデル工事」の適用について（通知）（令和 5 年 2 月 2 4 日付け事務連絡）」については、廃止します。

#### 記

- 1 「週休 2 日制モデル工事」の実施については、土木部長通知によること。
- 2 週休 2 日制モデル工事に該当するものは、原則査定時から補正したもので申請すること。ただし、総合単価を使用する場合は、査定申請時は補正をせずに申請すること。
- 3 査定申請時に補正をしていない災害復旧工事についても、要件を満たす場合は、発注時に適用すること。ただし、金額の増減が軽微な変更の額を超える場合は、事前に設計変更の協議を行うこと。
- 4 問い合わせ先  
防災砂防課防災復旧担当  
TEL：088-823-9824

3 高土政第 869 号  
令和 3 年 12 月 14 日

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 会 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

工事一時中止に係るガイドラインの一部改正について（通知）

このことについて、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和 2 年 10 月 28 日付け 2 高情政第 749 号総務部長通知）に基づき押印の見直しを行い、工事一時中止に係るガイドライン（平成 30 年 6 月 28 日付け 30 高土政第 271 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

- （1）押印の見直しに伴い、押印を不要とする様式等を改正しました。  
なお、印の表示のない様式については、押印を不要とします。
- （2）ガイドラインの適用対象を明記しました。
- （3）建設工事契約事務処理要領の改正（R3. 4. 1）に伴い様式を改正しました。

2 施行日

この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から施行します。

内容については、下記土木政策課 HP でご確認をお願いします。  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2020021900453.html>

（問い合わせ先）  
土木政策課 契約担当  
TEL：088-823-9813  
技術管理課 設計基準担当  
TEL：088-823-9826

## 高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高知県が発注する建設工事において、工期に余裕期間を設定する工事（受注者が一定の期間内で工事開始日等を選択でき、これが書面により手続上明確になっている工事をいう。以下、「余裕期間設定工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 余裕期間設定工事は、発注の時期（年度後半に限定しない）、工事の特性などから、不調・不落の発生が懸念される工事で、余裕期間を設定することにより、解消が期待できる工事を対象とし、発注者が指定したものとする。

なお、対象工事の選定にあたっては、施工時期の偏在（工期の終期が年度末となる工事の過度な増加など）を生じることがないように留意すること。

### (工事開始日及び工期の終期日)

第3条 工事開始日等の設定は以下の方式のいずれかとし、発注者において定める。

- (1) 発注者が工事開始日を指定する方式（発注者指定方式）
- (2) 発注者が設定した余裕期間（工期の始期日から工事開始日期限までの期間）の範囲内で、受注者が工事開始日を選択する方式（任意選択方式）
- (3) 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲内で、受注者が工事開始日と工期の終期日を決定する方式（フレックス方式）

2 工事開始日又は余裕期間は、工事請負契約日の翌日から起算して最大で90日程度とし、発注者は入札公告等においてその旨を明示しなければならない。明示する内容の例は第10条において定める。

3 任意選択方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、工事開始日通知書（別紙1-1）により、発注者に通知しなければならない。また、フレックス方式の場合、受注者は、契約締結までに工事開始日及び工期の終期日を定め、全体工期通知書（別紙1-2）により、発注者に通知しなければならない。

### (工事開始日の変更及び工事着手日)

第4条 発注者指定方式において、契約締結後に工事開始日を変更する必要がある場合は、受発注者で協議の上、工事開始日を変更することができる。

2 任意選択方式又はフレックス方式において、受注者は、契約締結後に工事開始日を変更する場合は、工事開始日変更通知書（別紙2-1（工事開始日の前倒し）又は別紙2-2（工事開始日の延長））により発注者に通知しなければならない。

その場合において、受注者が工事開始日の延長により工期の変更を希望する場合は

必要に応じて変更契約を行い、それ以外の場合は工期の変更は必要ないものとするが、工事成績評定における「工程管理」に関する項目の評価点及び工事の一時中止等に伴う工期延長日数については、実質的に工期が延長されていることを踏まえて決定するものとする。

- 3 受注者は、特別の事情がない限り、発注者が指定した工事開始日又は前項の規定により発注者に通知した工事開始日から 30 日以内に工事に着手し、着手届を提出しなければならない。

#### (工期の設定)

第 5 条 発注者が指定した工事開始日又は受注者が定めた工事開始日から工期の終期日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期）を確保することを原則とする。

#### (前金払の請求)

第 6 条 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

#### (工事開始日前の現場管理等)

第 7 条 契約日から工事開始日までの間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約締結日から工事開始日までの間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

#### (技術者の配置)

第 8 条 契約締結日から工事開始日までの期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理（主任）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

#### (経費の負担)

第 9 条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

#### (入札公告等における記載方法)

第 10 条 余裕期間設定工事を実施する場合は、特記仕様書及び入札公告又は指名通知書に以下の内容を記載すること。

#### 第〇条 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定する。

##### (1) ※フレックス方式の場合

余裕期間は 90 日とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※任意選択方式の場合

余裕期間は 90 日とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

※発注者指定方式の場合

工事開始日は令和○年○月○日とする。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

- (2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。
- (3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

附則

この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

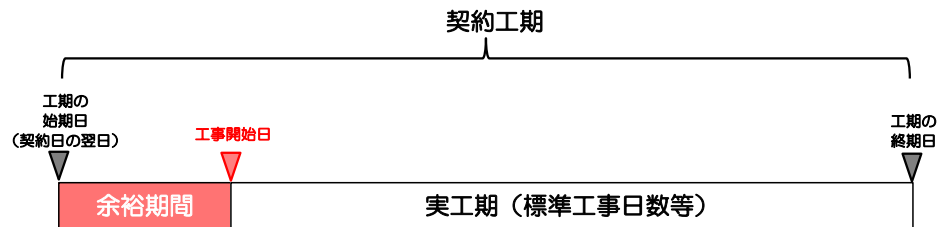
附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札に適用する。

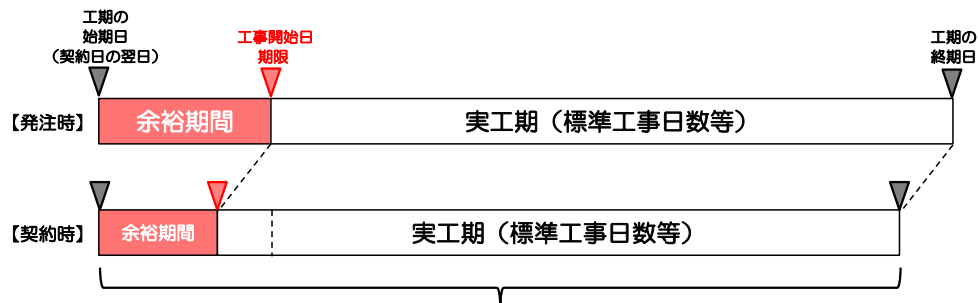
## ①工期の設定（イメージ）

【参考資料】

＜発注者指定方式＞

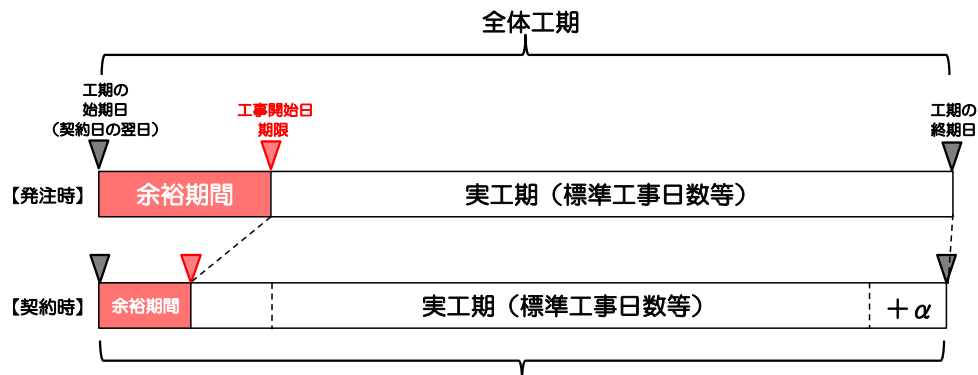


＜任意選択方式＞



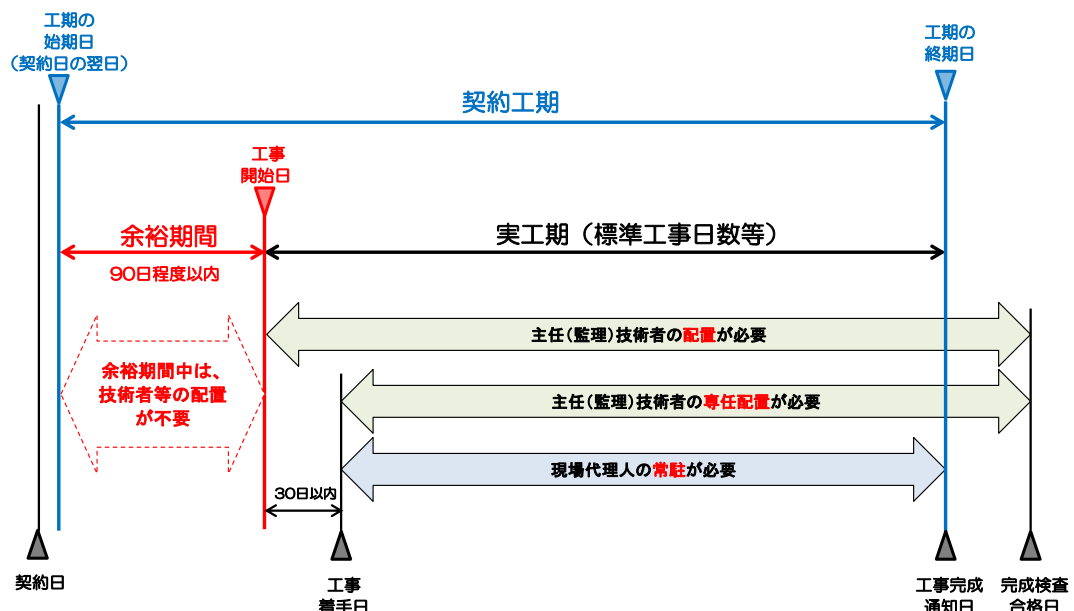
※余裕期間を短縮した場合、その分の契約工期も短縮する。  
※余裕期間を短縮しても、工期の終期日を決めている場合、契約工期は短縮しない。

＜フレックス方式＞



※全体工期内で、工事開始日と工期の終期日（任意の期間）を決定することができる。  
※任意の期間は、発注者が定める工事期間（標準工事日数等）以上を確保することを原則とする。  
※余裕期間を短縮した場合、契約工期を短縮する必要はない。  
※工期の終期日を決めている場合でも、上記を含めて、任意の期間を決定できる。

## ②余裕期間を設定した工事の技術者等の配置について（イメージ）



※備考  
・別途履行中の工事に専任配置されている主任（監理）技術者であっても、発注者が設定した余裕期間内に当該別途工事の引渡し完了したものについては、配置予定技術者として入札参加が可能。

4 高技管第 508 号  
令和 5 年 2 月 14 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 } 様

技術管理課長  
(公印省略)

土木工事標準積算基準書の改定（掘削等に伴うペーラインの計上）  
について（通知）

これまで、山側擁壁等の背面型枠を設置しない擁壁等の積算では、設計断面を確保するための余剰掘削分を設計計上の対象外としていましたが、令和 5 年 7 月以降は、国土交通省と同様に、余剰掘削分のコンクリート量及び土量を、下記のとおりペーラインとして計上することとしましたので、事前に通知します。

記

1 改定内容

ペーラインによる掘削及びコンクリートの設計計上

2 計上方法

別紙「ペーラインの計上方法」のとおり

3 適用

令和 5 年 7 月 1 日以降に土木工事標準積算基準書を用いて積算する工事に適用する。  
ただし、港湾請負工事積算基準の歩掛は対象外とする。

また、現在、設計業務を実施中又は今後予定しているものであって、令和 5 年 7 月 1 日以降に積算する工事においては、ペーラインの数量を算出してください。

4 問い合わせ先

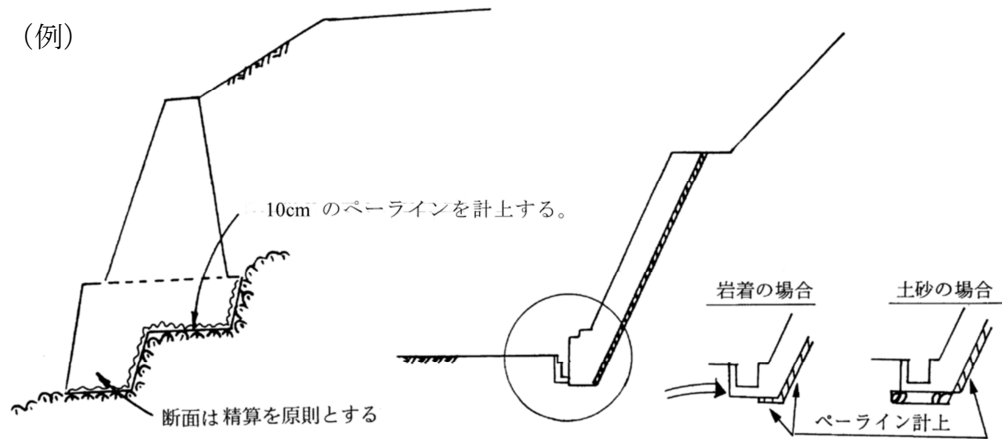
技術管理課

TEL 088-823-9826

ペーラインの計上方法

1. コンクリート工について

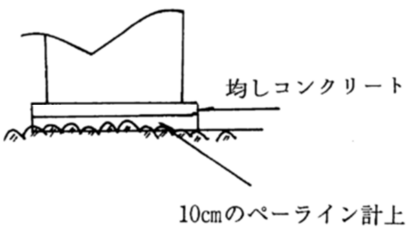
- 1) 山側擁壁等背面型枠を使用せず、直接切土面にコンクリートが接する場合は、岩着 10 cm，土砂 5 cmのペーラインを計上する。（裏栗石、裏込碎石を施工する場合はペーラインを計上しない）  
なお、ペーラインコンクリートの数量は擁壁本体数量に含まず別途数量を算出する。また、ペーラインコンクリート分の掘削数量も、別途算出し計上する。



- 2) 材料・手間などの計上方法は基準書によるが、記載の無い場合については材料・手間とも計上し割り増しの対象とする。
- 3) 均しコンクリートについての岩着の場合は 10 cm分を計上する。

名 称	土 質	ペーライン
人 力 床 掘	土 砂	×
〃	岩	○
機 械 床 掘	土 砂	×
〃	岩	○

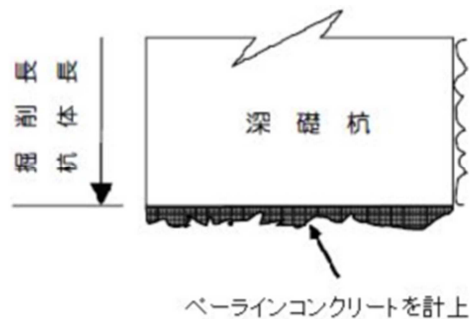
但し ○：計上      ×：計上せず



- 4) 維持修繕工事及び交安工事において側面部の型枠を計上しない場合はペーラインを計上できる。（土砂・岩とも）
- 5) 小型構造物のペーラインは原則として計上しない。（維持修繕工事・交安工事を除く）

## 2. 基礎工について

深礎杭の最下端にはペーラインコンクリート 10 cmを計上し、掘削数量もペーライン分を考慮する。なお、工事数量総括表の規格欄には「ペーライン含む」と記載する。



## 3. 砂防工について

ペーラインを岩着は 10 cm、土砂は 5 cm 計上する。なお、工事数量総括表の規格欄には「ペーライン含む」と記載する。

本堤・副堤・垂直壁・側壁・水叩については、岩盤清掃面積、山留擁壁等構造物（小型構造物を除く）は、岩着面積をコンクリート量に加算するものとする。

また、間詰については、断面精算時に計上するものとする。

3 高技管第 233 号  
令和 3 年 10 月 12 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長  
(公印省略)

鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について（通知）

国土交通省では、i-Constuction のトップランナー施策の一つとして、生産性向上を進めるため、「コンクリート構造物の設計・施工段階における生産性向上の取組」（令和 3 年 3 月 25 日付け国技建管第 25 号）が作成されたところです。

このため、高知県土木部においても、下記のとおり鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について運用を定めましたので通知します。

記

1 対象構造物

呼び強度 21N/mm² および 24N/mm² で設計する鉄筋構造物

2 適用するスランプ

12 c m

4 適用年月日

- ・ 令和 3 年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計する委託業務
- ・ 令和 3 年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計計上する工事

なお、既発注工事についても、受発注者間で協議し、設計変更できるものとする

5 問い合わせ先

技術管理課

TEL 088-823-9826

## 【お知らせ】快適トイレの積算方法の変更について

公開日 2023年02月24日

このことについて、近年、建設現場への快適トイレの普及が一定進んできたことから、積算方法を変更し、下記のとおり運用することとしました。

なお、本通知に伴い、令和4年2月7日付け4高技管第320号「快適トイレの導入について（通知）」は、廃止します。

### 1. 対象工事

- （1）請負対象金額（税込）1千万円以上の工事
- （2）請負対象金額（税込）1千万円未満の工事で、受注者から設置の希望があった工事

### 2. 対象外工事

- （1）災害復旧工事
- （2）受発注者の協議により、快適トイレの手配が困難と認めた工事

### 3. 特記仕様書への記載

快適トイレを導入する場合は、特記仕様書（別添1）に示す内容を記載すること。

### 4. 積算方法

快適トイレの計上費用は、これまで受注者の見積りを基に算出していましたが、今後は、「（別添2）積算方法」により設計単価を計上することとする。

### 5. 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際には可能な限り、快適トイレの導入にあたっての配慮事項（別紙）のとおり配慮すること。

### 6. 適用

令和5年3月1日以降に積算する工事

[【別添1】特記仕様書記載例\[PDF: 116KB\]](#)

[【別添2】積算方法\[PDF: 58KB\]](#)

[【別紙】配慮事項\[PDF: 54KB\]](#)

#### この記事に関するお問い合わせ

高知県 土木部 技術管理課

所在地： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 検査 088-823-9825

積算 088-823-9826

ファックス：088-823-9263

メール： [170601@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:170601@ken.pref.kochi.lg.jp)

28 高建管第 92 号

平成 28 年 4 月 27 日

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
監査委員会事務局長  
様

土 木 部 長

建設工事請負契約における設計変更ガイドラインの策定について（通知）

平成 26 年 6 月 4 日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という。）及び平成 27 年 4 月から適用となった、改正品確法第 22 条に基づく発注関係事務の運用に関する指針では、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合などにおいて、必要と認められるときは、適切に設計変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額又は工期の適切な変更を行うこととされています。

県では、建設工事請負契約書及び設計変更に関する事務取扱要領（平成 18 年 3 月 30 日付け 17 高建管第 729 号土木部長通知）の規定に基づき、設計変更をしているところですが、このたび、設計変更における留意点や必要な手続きを明確にするとともに、受発注者双方の認識を深め、設計変更に関する業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、別添のとおり設計変更ガイドラインを策定しましたので、通知します。

内容については、下記土木政策課 H P（P.1-66参照）でご確認をお願いします。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600154.html>

問い合わせ先  
土木部建設管理課契約担当  
TEL：088-823-9813  
土木部技術管理課  
TEL：088-823-9826

## 土木工事の仮設、施工方法等における「指定と任意」の正しい運用について

### 1 任意と指定についての基本的な考え方について

高知県建設工事請負契約書において、任意のものと指定のものについて記載があり、その取扱いには各条項に記載されております。

(高知県建設工事請負契約書：抜粋)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の設計図書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問解答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約という。以下同じ。）を履行しなければならない。

・・・中略

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第8条において「施工方法等」をいう。）については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

### 2 実施について

現場条件を十分考慮し、高知県建設工事請負契約書に則り工事を行い、特記仕様書や施工条件明示書、或いは図面（任意に該当している個所は添付されません。（※1））等に記載された設計図書の条件を確認してください。

（※1） やむを得ず図面を添付している場合は、その図面に「参考図」と明示されています。

### 3 変更について

契約書に添付されている設計図書に条件が明示されているものについて、変更が生じた場合は、設計変更の対象となる場合がありますので注意して下さい。また、施工業者の施工上の都合で、使用機種を変えたり仮設方法（任意）を変更した場合は設計変更の対象とはなりませんので取扱いに注意して下さい。

土木部発注の工事に係る三者会議の実施について（お知らせ）

工事の品質確保を図るためには、工事の発注者（設計者）から受注者に対して、設計意図を詳細に伝達するとともに、現場の各種情報を共有することにより、早期に課題を把握することが重要です。

このことから、設計者及び施工者並びに発注者が、一堂に会する「三者会議」を下記のとおり行います。

記

1. 実施方法

別紙、「三者会議の実施要領」のとおり。

2. 適用

平成24年8月1日

3. 対象工事

「三者会議の実施要領」の対象工事のうち、発注者が指定するもの。

発注時に三者会議の実施を決めていない場合でも、施工中に三者会議が必要となった場合は、受発注者間協議により、対象とすることができるものとする。

3 高技管第 3 4 5 号  
令和 4 年 3 月 1 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長  
( 公 印 省 略 )

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律における届出の電子申請に  
ついて (通知)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) における届出を職場  
や自宅のパソコンからインターネットを利用して申請ができるよう、下記のとおり電子申  
請サービスによることとしましたので、担当職員への周知をお願いします。

また、当面の間は、従来の窓口届出と電子申請サービスによる申請を並行して受付するこ  
ととします。

なお、窓口届出の受付に際しては、電子申請サービスのご案内をお願いします。

#### 記

- 1 建設リサイクル法の届出方法  
高知県電子申請サービスによる申請  
窓口届出
- 2 高知県電子申請サービス対象の届出  
建設リサイクル法第 10 条第 1 項  
([https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=650](https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=650))  
建設リサイクル法第 10 条第 2 項  
([https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=871](https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=871))
- 3 適用  
令和 4 年 4 月 1 日以降
- 4 留意事項  
建設リサイクル法第 11 条による通知書は、従来どおりの取り扱いとする。
- 5 高知県ホームページ掲載ページ  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/2022022200099.html>

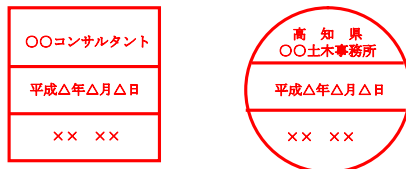
問い合わせ先 技術管理課 TEL : 088-823-9826 FAX : 088-823-9263
-------------------------------------------------------------

## 7-4. 電子スタンプ

電子押印で使用するソフト及び様式、形状は特に指定しないが、「会社名」・「日付」・「担当者の氏名」の分かるものとする(フリーソフト可、デジタル署名不要)。

決裁権者全員の電子押印は必要としないが、1書類につき受発注者それぞれで1個以上電子押印する。受注者は現場代理人又は主任(監理)技術者、発注者は監督(調査)職員の電子押印を必須とする。

【電子スタンプ(様式例)】



【電子スタンプソフト(一例)】

ソフト名称	説明	有料、無料の区分
Adobe Acrobat	PDF 上で電子押印する。	有料
クリップスタンプ2	クリップボードから文書に貼り付ける。	無料

## 7-5. 電子メール

### 1) 件名

件名は『区分、業務(工事)番号、提出書類、通し番号、会社名、担当者名』とする。受信確認メールの件名は、件名に「Re:」を付し、その他の内容は変えてはならない。

例1 受注者の送信メールの件名

【提出】道改国第〇号_打合せ記録簿-001_△△建設株式会社_××

例2 発注者の送信メールの件名(例1の書類の承諾メール(注意:受信確認メールではない))

【承諾】道改国第〇号_打合せ記録簿-001_高知県△△土木事務所_××

### 2) 添付ファイル

- ・ 個人情報を含むファイル及び1ファイル1MBを超えるファイルは、原則としてメールでの受け渡しを禁止する。(CD-RW等を使用する)
- ・ 圧縮ソフトを使用してファイル容量の低減に努める。(圧縮形式は「zip」とする)
- ・ 機密性の高いファイルはパスワードをかける。(パスワードは同一メールで通知しない)
- ・ 送信する前に、必ずウィルスチェックを行う。

## 7-6. 留意事項

### 【受注者】

- ・ オリジナル形式で書類を提出する場合のファイル形式は受発注者間協議により決定する。
- ・ 電子メールを活用した情報交換で取り扱う書類は、すべて電子納品の対象とならない書類であるため、電子納品する必要はない。

### 【発注者】

- ・ 提出された書類に不備のあった場合は、受注者に不備の内容を伝え、再提出を求めることとし、発注者は書類の修正を行ってはならない。
- ・ 電子押印はPDFファイルに対して行う。オリジナル形式で提出のあった場合は、PDFファイルに変換した後に行う。決裁済みの紙書類のスキャニングは行わないこと。
- ・ 決裁済みの紙書類は発注者が保管し、検査で使用する。検査後は、納品される他の紙書類と一緒に保管する。

令和6年3月18日

土木部各課長  
各土木事務所長 様

土木部長

建設工事における担当技術者の配置について（通知）

建設業界における担い手の育成や、入職後の若手技術者の技術力向上を目的に、高知県が発注する建設工事において配置する「担当技術者」を定義し、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 1 定義・要件  
別紙のとおり

- 2 施行日  
令和6年4月1日

（問い合わせ先）

土木政策課 契約担当

TEL：088－823－9813

## 建設工事における担当技術者の配置について

### 【趣旨】

建設業界における担い手の育成や、入職後の若手技術者の技術力向上を目的に、高知県が発注する建設工事において配置する「担当技術者」を定義したので、お知らせします。

### 【定義】

担当技術者とは、現場代理人、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。）及び専門技術者以外の者で、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐可能な技術者とします。

### 【要件】

- 1 35歳未満又は女性の技術者であること。（資格、実績は問わない。）
- 2 受注者と直接的な雇用関係があること。（総合評価方式一般競争入札における加点を受ける場合は入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があること。）
- 3 当該工事のみに専任※配置できること。
- 4 当該工事及び他工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む。）、専門技術者、担当技術者又は経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者との兼任をしていないこと。
- 5 施工計画書の現場組織表に記載すること。
- 6 コリンズに登録し、監督職員による担当技術者の配置状況（担当工事内容・従事期間）の確認を受けること。

### 【施行日】

令和6年4月1日から施行します。

### 【参考】

※専任とは、他の建設現場と兼務せず、専らその該当する建設現場に従事することを意味するため、必ずしも該当する建設現場に常駐することではない。

#### ※専任を要さない期間

- 1 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である期間。（着手届提出日前）
- 2 工事完成後、完成通知書を提出し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。（完成通知書提出日後）
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 4 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間。

5 高技管第 420 号  
令和 6 年 3 月 25 日

土木部各課長  
各土木事務所長 様

技術管理課長

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」の一部改正について（通知）

このことについて、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年 9 月 2 日付け元高技管第 147 号技術管理課長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、主な改正内容は、下記のとおりです。

#### 記

#### 1 主な改正内容

- （1）不稼働日は、真夏日に含めないものとします。
- （2）主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができるものとします。
- （3）既契約工事における変更の項目を削除します。

#### 2 施行日

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日以後に契約した工事から適用する。

(問い合わせ先) 技術管理課 田中、川原 TEL 088-823-9826
---------------------------------------------

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）

令和元年9月2日 元高技管第147号  
土木部各課、土木部各出先機関長あて  
技術管理課長

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしましたので通知します。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上の場合とする。

ただし、不稼働日は真夏日に含めないものとする。

(2) 工期

工事着手日から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}}$$

※「真夏日率」は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高２％とする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

※「補正値 (%)」は、小数点第以下３位を四捨五入して２位止めとする。

## (2) 現場管理費

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

※「補正係数」は、土木工事標準積算基準書における「地域補正の係数」をさす。

## 4. 気温の計測方法等

### (1) 計測方法

受注者は、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、工事着手前に気温の計測方法及び計測結果の報告方法について発注者と協議しなければならない。(別紙１参照)

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

### 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する１地点で気象庁の気温測

定方法に準拠した方法により得られた測定結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

受注者は、計測結果の資料を整備し提出しなければならない。

5. 対象工事である旨の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である旨を特記仕様書（別紙2）に明示するものとする。

6. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する工事毎に補正を行うことができるものとする。

7. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合は発注者と受注者が協議して決定するものとする。

附 則（令和元年9月2日元高技管第147号技術管理課長通知）

本通知は、平成31年4月1日以後に契約した工事から適用する。

附 則（令和6年3月25日5高技管第420号技術管理課長通知）

本通知は、令和6年4月1日以後に契約した工事から適用する。

土木部各課長  
土木部各土木事務所長 様

技術管理課長

舗装版切断時に発生する排水の処理及び積算について（通知）

このことについて、排水吸引機能を有する切断機械等により舗装版を切断した際に発生する、ブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水を建設汚泥として処理する方法等を下記のとおりに定めましたので、通知します。

記

1 建設汚泥の処理方法

「公共工事における建設副産物等の取扱いについて（平成 19 年 3 月 26 日付け 18 高建管第 883 号建設管理課長通知）」の建設汚泥によるものとする。

（1）再資源化施設（中間処理施設）に搬出し、製品化する

ただし、工事現場から 50 km 範囲内に再資源化施設が無い場合は、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

2 積算方法

運搬費と処分費の合計が最も経済的になるよう、次のとおり積算する。

（1）計上数量

ア 実施設計時の計上数量は、次の式により算出する。

$$V = 0.023 \times t \times L$$

V：建設汚泥量（ $\text{m}^3$ ）、t：切断厚（m）、L：切断延長（m）

イ 変更設計時の計上数量は、実績の処理量[※]とする。

※産業廃棄物管理票（マニフェスト）等で確認

（参考）建設汚泥の単位体積重量は  $1.4 \text{ t} / \text{m}^3$  とする

（2）建設汚泥の収集・運搬

収集は、土木工事積算基準書第Ⅳ編第 3 章『舗装版切断』に含まれる。

運搬は、土木工事積算基準書第Ⅱ編第 3 章『泥水運搬工』により計上する。

（3）建設汚泥の処分費

「労務及び資材単価表」の『処分料（カッター汚泥）』により計上する。

※別添、「カッター汚泥処分業者一覧」参照

3 特記仕様書への記載

舗装版切断を行う場合は、特記仕様書に次の内容を記載する。

第〇条 舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとする。

また、処理数量については、処理実績により変更契約するものとする。

なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

4 適用日

本通知は、令和6年4月1日以後の単価適用年月日による設計書から適用する。

(問い合わせ先)

技術管理課 川原、田中

TEL 088-823-9826

5 高技管第 400 号  
令和 6 年 3 月 7 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

「N T T 架空ケーブル等への防護施設設置等に係る積算について（通知）」の  
一部改正について（通知）

このことについて、「N T T 架空ケーブル等への防護施設設置等に係る積算について」  
（平成 29 年 2 月 27 日付け 28 高技管第 292 号技術管理課長通知）の一部を別添のとおり  
改正しましたので、通知します。

なお、主な改正内容は、下記のとおりです。

#### 記

#### 1 主な改正内容

##### （1）N T T 架空ケーブルへの防護施設設置に係わる積算方法について

国土交通省の積算方法に準じて、共通仮設費（積上分）の安全費に計上する「架  
空ケーブル防護施設費 1 式」費用は、現場管理費及び一般管理費等の対象外としま  
した。

##### （2）四国電力(株)架空線への防護管取付に係る費用の計上について

これまで四国電力(株)が負担していた防護管取付費用について、令和 6 年 4 月 1  
日以降の申込みから事業者負担とする見直しがあったことに伴い、防護管の設置が  
必要と判断された場合は、その費用を計上することとしました。

#### 2 施行日

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に受注者から協議があったもの  
から適用する。

（問い合わせ先）

技術管理課 田中、川原

TEL 088-823-9826

## NTT架空ケーブル等への防護施設設置等に係る積算について（通知）

平成 29 年 2 月 27 日 28 高技管第 292 号  
土木部各課、土木部各出先機関長あて  
技術管理課長

これまで、西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）が所有する架空ケーブル等に近接して工事を行う場合、架空ケーブル等への防護施設（ケーブルカバー等）の設置費用については無償とされていましたが、平成 28 年 7 月 1 日受付分からは有償となる工事内容が定められており、この度、別添のとおり改めて通知があったところです。

ついては、下記のとおり、発注者が費用を負担する必要がある場合の積算方法を定めましたので、関係職員に周知してください。

### 記

#### 1 NTT架空ケーブルの場合

##### （１）費用負担

- ア 施工条件からNTTの架空ケーブルに防護施設の設置が必要と判断された場合（別紙 有償・無償判例パターン参照）、発注者の負担とされている費用（別表 料金表参照）について、変更協議の対象とする。
- イ 作業に伴う交通誘導警備員が必要な場合は、その費用も含むこととする。
- ウ 受注者の都合により防護施設を設置する場合は対象としない。

##### （２）積算方法

- ア 設計変更で対応する。
- イ 受注者に対し見積徴収を行い、NTTが定める料金表により算出された金額であることを確認する。
- ウ 作業に伴う交通誘導警備員が必要な場合は、その費用が適切に計上されているか確認する。ただし、設計労務単価と同額である必要はない。
- エ 共通仮設費（積上分）の安全費に「架空ケーブル防護施設費 1 式」等として見積額を計上し、現場管理費及び一般管理費等の対象外とする。

#### 2 四国電力(株)架空線の場合

##### （１）費用負担

- ア 施工条件から四国電力(株)の架空線に防護管の設置が必要と判断された場合、その費用について、変更協議の対象とする。
- イ 変更協議時には、受注者から必要設置箇所や延長がわかる資料の外、四国電力(株)防護管センターの「建設用防護管取付サービス料金 概算額算定シート」を徴

集すること。

▼四国電力(株)防護管センターURL (参考)

<https://www.yonden.co.jp/nw/bougokan/index.html>

ウ 受注者の都合により防護管を設置する場合は対象としない。

(2) 積算方法

ア 設計変更で対応する。

イ 設置費用は、四国電力(株)防護管センターの御利用明細書の金額(税抜)とする。

なお、御利用明細書は、受注者から徴集するものとする。

ウ 共通仮設費(積上分)の安全費に、「防護管取付費(1式)」等として、上記イの御利用明細書の金額(税抜)を計上し、現場管理費及び一般管理費等の対象外とする。

附 則 (平成 29 年 2 月 27 日 28 高技管第 292 号技術管理課長通知)

本通知は、平成 29 年 2 月 27 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 7 日 5 高技管第 400 号技術管理課長通知)

本通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に受注者から協議があったものから適用する。